

## 平成28年第1回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成28年3月9日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 選挙第 1号 選挙管理委員の選挙について
- 日程第 3 選挙第 2号 選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第 1号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第 2号 認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第 7 議案第 3号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第 4号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 5号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第 6号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第 7号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第 8号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第 9号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第10号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第12号 指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第13号 御宿町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 御宿町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 御宿町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 御宿町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

日程第 2 3 議案第 1 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 4 議案第 2 0 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 5 議案第 2 1 号 御宿町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 6 議案第 2 2 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 7 議案第 2 3 号 御宿町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1 番	瀧 口 義 雄 君	2 番	北 村 昭 彦 君
3 番	堀 川 賢 治 君	4 番	大 地 達 夫 君
5 番	滝 口 一 浩 君	6 番	貝 塚 嘉 軼 君
7 番	伊 藤 博 明 君	8 番	土 井 茂 夫 君
9 番	大 野 吉 弘 君	10 番	石 井 芳 清 君
11 番	高 橋 金 幹 君	12 番	小 川 征 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 田 義 廣 君	教 育 長	浅 野 祥 雄 君
総 務 課 長	大 竹 伸 弘 君	企画財政課長	田 邊 義 博 君
産業観光課長	吉 野 信 次 君	教 育 課 長	金 井 亜 紀 子 君
建設環境課長	殿 岡 豊 君	税務住民課長	齋 藤 浩 君
保健福祉課長	埋 田 禎 久 君	会 計 室 長	岩 瀬 晴 美 君

---

事務局職員出席者

事務局 長 渡 辺 晴 久 君                      主                      事                      鶴 岡 弓 子 君

---

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いたします。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしております。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前 9時31分）

---

◎一般質問

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔をお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問については3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

なお、一般質問通告書に記載のない関連質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますのでご注意ください。

順次発言を許します。

---

◇ 瀧 口 義 雄 君

○議長（大地達夫君） 通告順により、1番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願います。

（1番 瀧口義雄君 登壇）

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

平成28年度予算案の編成について、各会計の予算編成について、表のように一般会計の決算

状況が図で示してあります。平成25年歳入35億円、歳出32億円、基金積み立て1億1,000万円、不用額8,800万円、繰り越し1,600万円、実質収支2億2,000万円。平成26年が34億円、歳出が32億円、基金積み立てが1億、不用額が6,400万円、繰り越しが470万円、実質収支が1億7,000万円。本年度は一般会計が約39億8,000万円、国保会計が13億1,000万円、水道会計が収益的収入3億4,000万円、支出3億2,000万円、資本的収入2億6,000万円、支出2億7,000万円。

そういう中で前期アクションプラン地方創生関連、行政課題を解決する施策など、どのように予算に計上されているのか。決算が終わっている平成26年度及び予算執行中の平成27年度の行政評価を、どの分野で、どのように行ったのか。その行政評価は、平成28年度予算にどのように反映されているのか。また、査定方針と基準についてお伺いしたいと思います。

予算審議が議会議員の最も大切な仕事の一つとっております。御宿町がこの1年間をどうやって生きていくのか。明日の御宿に向かって階段をどのように着実に積み上げていくのか。各分野により目標値、事業評価は異なります。インフラ整備は別ですが、福祉、教育のように数値であらわすのはいかなものかという事業もあります。一概に費用対効果ということは難しい政策もあります。

この質問にあたり、数年間の予算書概要、第4次御宿町総合計画、高齢者保健福祉計画第6次介護保険事業、障害者関係、次世代育成計画、そして第7次御宿町行政改革大綱を再度読ませてもらいました。衆知を結集してつくり上げた大変よくできた計画だと再確認をいたしました。年次目標、あるべき御宿の将来像が計画的に予定されております。

平成26年、27年、28年は、地方創生関連政策に係る事業予算が比率を増しております。地方創生、1億総活躍緊急政策は、いつか来た道ではないかとっております。

御宿町はバブル崩壊、平成の大合併、リーマンショックを何とか乗り越えて現在に至っております。特に平成の大合併は、自治体のほっぺたを札束で殴るような、基礎自治体が崩壊するような合併が各地で行われておりました。合併すれば巨額の合併特例債、大変有利な補助金、規制緩和と、おいしい話ばかりでした。合併しないと町のサービスができなくなり、国・県からも見放され、町の存続が危うくなる話まで出てきました。

しかし、これまでは御宿は着実に安全な行財政運営を行っております。この今いる庁舎、この建設にあたり当時の滝口町長は、町有地を売却して15億円の建設原資をひねり出しました。また、月の沙漠建設では竹下内閣の1億円を活用して建てました。御宿中学校建設時は、プレハブ校舎を建てずに、まず校舎を建設し、その後解体し、また体育館建設にあたっては、体育館を先に建て、また旧体育館を解体し、その後運動場の建設にあたり、長期に基づき財政の平

準化を図ってきたのではないのでしょうか。

地方創生は、巨額の札束がエンジンのように目の前にぶら下がっております。御宿版C C R C、生涯活躍のまち事業、高齢者対策、定住化、子育て政策、地方の活性化策、御宿町海岸利活用、エレベーター調査等盛りだくさんでございます。ちょうど思い起こせば、合併のときと同じです。うまい話、ごちそうが目の前にいっぱい並んでおります。地方創生、1億総活躍政策により、御宿町の自治体としての基礎的構成、文化・伝統、教育、産業、観光、全てが変わります。御宿町の町民・住民の生きざまも大変大きな影響がございます。

地方創生の船に乗り移って、どこにどういう形で行くんでしょうか。行き先が不透明で漂流しかねないような感じでございます。安倍内閣のエンジンはいつまで続くのでしょうか。

図表に戻ります。不用額ですけれども、大体毎年8,000万円近くの不用額があります。入札差金等いろいろとありますけれども、それも理解できますが、款項目の中で追加事業等を有効に活用できないのでしょうか。また、流用に対しては、この1年大分検討されてよくなって、改善されていると思っています。同様に基金は1億円程度ですけれども、基金積み立て用に予算をダブらせて編成しているのではないかと思われま。実質収支と基金を足せば、プラス3億円ぐらいになります。赤字よりましですが、この2点に関して、編成、査定の方針をお聞きしたいと思います。単に予算が余ったということではないと思います。

また、予算というのは、ご案内のとおり、玉石混交はある程度はやむを得ないと思っております。理解しております。御宿の言葉で、汚い言葉ですけれども、くそみそ一緒と。宝石とごろた石、悪玉がまじっているのが予算ということは認識しておりますが、今回のこの予算で、2つだけダイヤモンド、プラチナがありました。

齋藤税務住民課長の資産税の前倒しの見直し、大竹総務課長の新規分団活動費補助273万円、この2点は大変よく決断していただいたと思っております。

長期にわたる税の不公平、不透明の解消、また消防団員の個人に支払うべき報酬が何十年にわたり正当な支払いができていなかったのが現実でございます。不適切な支払いも長期にわたって行っておれば、不適切な行為が当たり前ようになるのがこの世の中の常でございます。うそも100回言えば本当と思うようになるのが現実です。税務課長と総務課長には大変感謝しております。

28年度は、認定こども園の建設が計上されております。2億9,374万円は協議を重ねた結果と理解しております。町債——借金です。6億6,070万円、前年度比268%です。4回の補正予算があります。年度末には、もう40億円強になると思われま。

大規模工事建設が予定される年度は、緊急課題以外は予算編成の平準化を図るべきではないでしょうか。将来世代の負担軽減を考慮すべきではないでしょうか。経常的歳出の抑制、既存の概念にとらわれない独創的な手法、組織間の横断的な連携などにより、事務事業の効率化・スリム化を進める。義務的経費も聖域を設けない。可能な限り経常的歳出の抑制を図る。これは一般会計の概要でございます。あなたが書いたやつです。

特別会計については、11日の予算案のときに質問させていただきます。

それでは、今言った前期アクションプランと決算云々まで答弁いただければと思っています。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 前期アクションプランや地方創生関連施策、行政課題を解決する施策などの予算反映でございますが、アクションプランにつきましては、町の計画の根幹である総合計画に掲げられた施策の実施計画ですので、原則としてこのアクションプランに沿った予算計上をすることとしておりますが、町民の方のニーズは時々々の社会情勢、経済状況の変化などにより変化してまいりますので、これらに対応した予算編成を行うことも重要であると考えております。

国を挙げて推進する地方創生に取り組むため、御宿版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。総合戦略は、人口減少対策に焦点を絞った計画でございますので、総合計画との整合性に配慮しつつ、戦略に掲げた目標の実現に向けて施策を展開することが必要と考えております。国から一定の財政措置がありますが、後年度への財政負担を見据えながら、施策効果が後年度に大きく発現する施策について予算計上をさせていただいております。

また26年度、また執行中の27年度の行政評価がどのように28年度に反映されたということでございますが、御宿町では特段定めた形式による行政評価を行っておりませんが、事業の取捨選択や予算の重点配分をするためには、事業の効果や必要性、優先順位などを評価することは必要でございます。各課の当初予算ヒアリングの際に、各事業の執行状況や効果、今後の見通しなどを聴取した上で新年度予算に反映させております。

査定の方針と基準でございますが、毎年度予算編成前に各課長宛てに新年度の予算編成方針と予算編成事務要領を通知しております。原則、この方針、基準に基づいてヒアリングを行っております。

予算の編成方針は、町の財政の現状及び今後の見通しを踏まえ上で、特に取り組むべき事項や総合計画との整合と国・県施策との整合などについて予算の基本的な方針を定めたものでございます。

なお、平成28年度は、特に地方創生に向けた戦略の予算を編成することをあわせて定めております。

また、予算編成事務要領は、各項目別に詳細な基準や留意すべき点などについて定めたものでございます。各課の予算ヒアリングで事業内容や事業費の精査を行った上で、数度にわたる町長査定を経て予算案を決定したものでございます。

また、先ほどの不用額の有効活用ということでございますが、こちら不用額はなるべく出ないようにはしておりますが、不用額が出た場合は、当初待ってもらっていた事業、待たせている事業などに使えるものは使うようにしております。

また、基金などは織り込んで予算をつくっているのではないかとという点でございますが、結果的に余った部分を基金へ積みかせていただいているということで、毎年基金の積立額を決定しております。

○1番（瀧口義雄君） 了解しました。

3億円も余る予算が了解できるんでしょうかという質問もしなきゃいけないんですけども、毎年そうですよね、この数年間は。毎年いろいろと基金は必要だということはわかっておりますけれども、結果的に基金分も過剰な予算立てをしているという判断をせざるを得ないと。基金は必要です。必要な中で、不用額もそうなんですけれども、不用額はいろいろと皆さん努力している中で不用額が出てくるという中で、繰越金は来年度のためにどうしても必要だということは、予算編成のために必要だというのは理解しますけれども、この実質収支です。赤字よりはいいという中で、どこでこれだけ査定が甘くなるんでしょうか。ツーペイぐらいが普通なんじゃないんでしょうか。

過剰な評価があるのではないかと。現実にはそうですから。あなたが査定して、3億円も残っちゃうと。僕は残さないで使っちゃえという口なんですけれども、それはそういう形で町のために使うというのが予算でございますから、残して云々というより、使い切れというわけじゃないんですけれども、必要事業費以上に予算査定をしているのではないかなという感覚が、この数年ずっと見受けられます。

そういう中で、行政大綱では評価はA・B・C・D、80・60・30・30%未満で進捗状況の基準が示されておりますが、これは自分たちの判断で、その数値目標に対して幾らというものがない中で判然としないですよね。やっぱり最初に言ったように、数値目標で示せるものと示せないものがあると言っていましたけれども、全く数値目標が示されていない中で30・40と。そういう中で、今後、行政評価のできるものは基準を設けて、来年度に向けての予算査定もそう

いう形で合理的なものが出てくるのではないかなと思っております。これは提言でございます。

それと、査定方針と基準ですけれども、具体的な例として、御宿台テニスコートの4,800万円、それについて聞いていきたいと思っております。1つの例として聞きたいと思っております。

その前に、例えば切る、あるいは削減だけが査定ではないと思うんです。現実を見て、効率的な考えに立っていただきたい。例えば、小学校トイレ洋式化71万5,000円、これは委員会で伊藤議員が指摘したように、ちょっと出せば、もうウォシュレットになると。今はあなたのうちもそうでしょうけれども、ほとんどの家庭でそうですね。これがぜいたく品だとか、そういう感覚はもうない世の中だと思います。そういう現実を見て、ちょっとプラスすればできるという形ではないのでしょうか。

それと、公民館の空調です。これは3,000万円ですけれども、前期アクションプランでは、平成28年、29年、2カ年計画で1,500万円ずつ基金を充当してやっている。協議の結果という話が出ていますけれども、協議はどのようにしたのかと。前倒ししたのはどうしたことなのかと。平準化ということもありませんね。

教育課長、あなたのところの土木整備関係、幾らかご存知ですか。どうぞ。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 来年度の当初予算に関して。

○1番（瀧口義雄君） そうです。

○教育課長（金井亜紀子君） 約1億円ぐらいの工事改修費等が計上になっていると思っております。

○1番（瀧口義雄君） そうですね。

殿岡課長のところなら私は理解できるんです。教育施設、公民館、約8,600万円です。もろもろ足せば1億円近くいきます。で、課長の方針、田邊課長の方針は私が読み上げたとおりで、すけれども、必要なものなんでしょうけれども、平準化というのと、あなたが書いたとおりのことが全くなっていないんじゃないですか。僕は教育本体の事業とか、生徒のことならオールオーケーだと思っています。ここにいる人、みんなオールオーケーだと思っています。これは土建工事です。何で空調が前倒しになって、2カ年が1カ年でやっちゃうのかと。

そういう中で、御宿台テニス改修4,800万円。これは補助金なしで温かい金ですよ。町の一般財源から出るお金だという認識は持っております。そういう中で、まず4月からパークとテニスコートはどういう形で運営していくんですか。とりあえず、どっちでもいいですよ。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 4月からのパークゴルフ場と御宿台テニスコートの運営につき

ましては、本年度3月まで指定管理者制度を導入しておりまして、来年度も指定管理者制度を導入する方向で準備を進めてまいりましたが、指定には至っていない経緯がございます。指定管理者を募集している段階で予算のほうを計上しておりますので、現時点の当初予算にはパークゴルフ場の直営をするにあたっての賃金や整備費が計上されておきませんが、引き続き指定管理者の指定に向けては、改善を図りながら指定をできるように準備を進めてまいりたいと思いますが、同時にパークゴルフ場やテニスコートの開設は必要になってきますので、現時点では既存の社会教育費、社会体育費の臨時職員の賃金の中で管理のほうを進めて、財政とまた協議をしまして予算のほうはつけていきたいと考えております。

○1番（瀧口義雄君） わかりました。

そういう中で、この4,800万円の起案、査定評価、予算計上までの経緯をちょっと聞きたいんですけども。誰が提起したのかと。どうぞ。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） テニスコートの査定でございますが、基本的には所管課からの予算要求でございます。それに基づきまして多額の経費を要しますので、財政課といたしましても現況を確認いたしまして、また査定の中でけが人が出るような施設であるということがありましたので、緊急的に改修する必要があるというような判断から予算に反映させたものでございます。

○1番（瀧口義雄君） そういう中で実績を示していただけないでしょうか。実績。テニスコート、パークの。パークはいいですけども、一応テニスの話ですから。

査定した人。あなたが査定したんでしょう。評価したんでしょう。4,800万円は妥当だと思ったんでしょう。どうぞ。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 申しわけございません。実績のほうは、こちらのほうで今把握がございません。

○1番（瀧口義雄君） だって、俺、あなたに通告してあるよ。実績が70万円だよ、年間。1人1時間75円だよ。

社会教育という形だという表現はわかります。4,800万円で、私の言っているのは、あなたはこのへ書いたんだよ。今年は、ここにいる誰しも認定こども園に建設はオールオーケーだと思いますよ。そういう中で、抑制して平準化していくと。公民館の3,000万円、この4,800万円、緊急性があるのかい。

利益は社会教育という立場の中で、4,800万円が70万円、73万円ですよ。1人1時間75円。それはそれでもいい。そういう中で、指定管理も2月に募集して来なかったと言いますけれども、私は3年間——あなたは1年間かもしれないけれども、この指定管理の改善について言っているけれども、あなた全然受け付けなかった。今になって指定管理がいませんなんて、それは言いわけもひどい。

改善しなきゃ協会はやめるよと。年間200万円の赤字を出して600万円。これ協会長は立場を明確にしなきゃいけない時期が来ると思うんですけども、同じようにあなたも、1年間私は言い続けているけれども、あなたは全然手を打たなかった。指定管理だってやめると、改善しなきゃ、もうやっていけないよと。協会長の存続も危うくなると言っていて、あなたは手を打たなかった。それで今ここに来ていると。

石井議員が前に言ったように、B&Gのところは1年間休止しているんです。そういう状況を踏まえて何も手を打っていない。それで突然4,800万円が出てきても、誰も理解できないよ。

教育課だけで、僕は教育本体のものだったら、みんなオールオーケーだと思いますけれども、緊急性はあるんですか。けがした人はちゃんと補償してあげなさいよ、それは当たり前のことです。茂原なんか道路の補修が悪くて、裁判沙汰になって、補償が結構出ている。それと、日常の管理は必要ですけども、指定管理者制度、これ自体も対応できていないと。4月から、じゃあ職員で対応できるのなら、補正なんか組まずにそれだけでやればいいじゃないですか。

一番おかしいのは、2月に指定管理が決まらないという中で、何で指定管理料の50万円が入っているんですか。課長、答弁してください。何で50万円入っているんですか。査定——答弁しなさいよ。何で入っているんですか。指定管理が決まっていないんですよ。指定管理は議決案件なんです。知っていますよね。議決案件だから、指定管理が決まったときに補正出せばいいんです。何で不必要なものの50万円が出ているんですか。これは議決案件だから、そのときに出さなきゃいけないから、そのときに出してもらえれば。

で、決まらない。決まらないときは何するんですか。教育課でやると。やるんなら、諸収入の中に260万円と70万円の収入が入っていないじゃないですか。決まっていないんだから。2月10日にもうアウトなんですよ。それで、今必要のない予算を入れて、必要な予算を入れていないじゃないですか。欠陥品です。そうじゃないですか。何か言いわけがあるんなら言ってください。だって必要ないじゃないですか。指定管理者がいないのに何で50万円出すの。

それと、公民館でやるという事業の中で、諸収入の中へ全然入っていないじゃないですか。昨日も名前を挙げて悪いんですけども、貝塚議員と協会に行ってきました。予約の人が来て、

協会は3月で終わりだから、なかなか難しいという中で処理に困っていました。公民館に言ったら知らないという中で指示も出していなかった。だから、こんなていたらくなるんです。じゃ、何で予算が、指定管理料が入っていて諸収入が入っていないんですか。とりあえず、それだけ答弁してください。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 休憩をお願いいたします。

○1番（瀧口義雄君） 休憩は議長に言ってください。私の権限じゃありません。

（「おかしいぞ、今のは」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 答弁の資料を整理する必要があるんですか。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時02分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き、1番、瀧口義雄君の一般質問を続けます。

（午前11時01分）

---

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） お時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

先ほどの質問でございますが、実体のない予算、また必要のない予算が計上されておりましたので、今後、矛盾点を整理させていただきたいと思います。

○1番（瀧口義雄君） 了解しました。それでは、この件に関しては一旦打ち切ります。

次に移ります。

費用対効果を求められる事業があります。また、先ほど申しましたように、保育、教育、福祉は費用対効果を求めるのは難しい面もありますが、各分野の具体的なものについてお聞きしたいと思います。

移動の利便性と交通網の整備という中で、エビアミー号利用実績、それと、より利用しやすくしてほしいというご提案です。駐車場の新たな設置です。29年度、認定こども園ができます。また、医療関係で、どうしてもラビドールクリニック、あと西武管理事務所、あと石井議員のほうからのご提案ですけれども、布施郵便局を新たに設定できないかと。また、空白時間の解消です。それと1時間単位ではなくて、30分単位の運行はできないでしょうかという質問です。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） エビアミー号の利用実績でございます。26年10月から27年9月で1年を迎えまして、1年間で延べ人数で利用人数が4,796人でございます。収支の状況でございますが、運行委託費が877万7,329円、運賃収入は137万3,200円でございます。また、これにつきましての国庫補助が331万8,000円というような状況になっております。

また、駐車場所の増加ということでございますが、おっしゃるとおりでございます。私どものほうも増やしたいと思っておりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

また、現在午後2時と3時便は、運転手の休憩時間としております。ここで運行いたしますと、かわりの運転手を手配するなど必要になりまして、こういうことで運転運行自体は可能となります。また、30分ごとの運行は、現在の車両1台、運転手1台の体制では運行に余裕がなくなり、安全面から難しいというようなお話もありますが、こちらにつきましても、増車による対応も考えられますので、利用者のニーズを勘案しながら、運行管理者と協議調整の上、よりよい、また利用のしやすい公共交通の構築を図ってまいりたいと考えております。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。よろしく検討してください。

次は、JR御宿駅エレベーターの件ですけれども、きのう滝口一浩議員が質問しておりますので、1点だけです。一般社会では、新たな事業展開をするとき、市場調査、実態調査を行います。利用者の動向分析をぜひして、実態の把握をしていただきたいと思います。

それと、もう一つご提案なんですけれども、エレベーターができる、できないという話の以前に、どうしてもエレベーターが必要だという人も現実にいると思うんですけれども、2つの代替案をできるまでということでご提案申し上げます。

勝浦駅、大原駅近くに御宿町所有の駐車場を一、二台確保すると。車で行ける人はそれでいきます。また、もう一点は介護タクシー、タクシー会社と契約し、利用者の自宅から勝浦、大原駅まで送迎し、御宿町が応分の負担をするという形で、暫定的な意味でそういう形をやっていけば、エレベーターができるまでの期間、あるいはできなくても、これをやっていけばインフラ整備にはお金がかかりませんので、そのくらいの対応は必要な人にはできるのではないのでしょうかというご提案でございます。これは提案という形で終わりにしておきます。

それと、次のJR御宿駅前のコインパークについては、割愛させていただきます。

次、公共施設管理とスクラップ・アンド・ビルド。

町の人口は統計上、今いろいろと出ていますけれども、2030年には5,738人ぐらいになると。そういう中で、平成29年度に移転する保育所跡地、御宿と岩和田の保育所があります。岩和田

は地主が違うということと、旧岩和田小学校、旧御宿高校、今後解体が予定される岩和田住宅、これも地主は違いますけれども、また消防団の合併の施設等の跡地です。町有地の管理と利活用はどうするのかと。人口に見合った管理をする必要があるのではないのでしょうか。施設の集約、リフォーム、スクラップ・アンド・ビルドの計画策定を提案いたします。

それと、続けてですけれども、給食センターについてですけれども、現在の施設の状況と改築に向けた取り組みについて。

以前、中学校を建設するときに、校舎内に給食室をつくるという具体的な提示がなされましたけれども、現実にはなっていないということですが、1点だけ、御宿保育所が29年4月に移転であくという中で、ぜひ御宿保育所に関しては放課後児童クラブというような運用をできないかと。低学年、あそこの児童館まで雨風の中、また交通の便、危険ということもあります。今回、条例の改正で6年生までなるという話も聞いておりますけれども、ぜひそういう形で、一歩出れば、すぐ御宿保育所に行けるという形の中で整備していただければ、そういう児童の安全が保てて、また保護者も安心して行けるのではないかなというご提案をしてみたいと思います。

また、公共施設等総合管理計画策定業務というのが今回予算に入っています、523万円ということですが、この辺とあわせて答弁いただければと思っております。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 旧岩和田小学校の特別教室棟の利活用につきましては、御宿町普通町有財産活用検討委員会から、地域コミュニティ施設としての活用、多目的に利用できる施設、住民が利用する施設としての活用についてのご提言をいただきました。

このご提言を踏まえまして、教育民生委員会協議会に活用案についてご説明させていただきまして、企業誘致や企業等への貸し付け、ライフセービング協会の誘致による貸し付けなど、町民利用のみではなく、より広い視点からの活用を含めて検討すべきとのご意見をいただいておりますが、耐震改修や雨漏り改修のほか、トイレや浄化槽設置などの改修が必須となることなど、相当程度の費用が必要であることから転用が進んでおりません。

また、旧御宿高校の普通教室棟につきましては、主に防災備品の備蓄庫として利用しているのみで、具体的な活用予定がございません。普通町有財産活用検討委員会からは、防災施設としての役割範囲を確保した上で募集内容や条件等を付して活用募集を行うことと同時に、施設の改修については多額の経費を要することが想定されるため、必要最小限の改修にとどめることとご提言をいただいているところでございます。貸し出しには、電気配線の設備、トイレ等

の改修が必要であり、修繕や清掃を含めると大きな改修が必要でございます。

また、岩和田団地につきましては、老朽化のため、平成30年度をもって廃止する方向で事務を進めておりました、代替住宅や移転補償手続を段階的に行う上で、入居者の移転が済み次第、建物の取り壊しを予定しております。この間に敷地利用について、土地の所有者である御宿岩和田漁業協同組合と協議を検討してまいります。

いずれにいたしましても、今後の公共施設の管理についての一定の方向性を出したいと考えておりました、今、議員がおっしゃいました新年度に策定させていただきます公共施設総合管理計画を活用しながら、現状やいただいたご意見等に財政的見通しや総合管理計画での位置づけ、また優先順位などを検討の上、所管の常任委員会に相談してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 岩和田保育所用地につきましては、漁協の土地であり、1年ごとに土地使用貸借契約を締結しております。この中で、目的外使用はできないこととなっておりますので、基本的には更地にしてお返しすることとなります。

もし、保育所以外の目的で使用する場合は、漁協との協議が必要となってまいります。

また、御宿保育所についても、岩和田保育所と同様、建物は老朽化している状況です。

このような諸事情を踏まえ、今も議員さんからご提案をいただきましたが、議員の皆様を初め、広くご意見をいただきながら検討していきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、私のほうから給食センター御宿町学校給食共同調理場についてご説明をさせていただきます。

まず、現在の施設の状況でございますが、学校給食共同調理場の施設は、御宿小学校給食室として昭和42年10月に建てられた施設で、今年で49年目を迎える施設となっております。共同調理場としての開設は、岩和田小学校給食室の閉鎖に伴い、昭和63年4月からスタートいたしました。その後、岩和田小学校と御宿小学校の統合や御宿中学校の改築に伴い、施設の一部を改修し、平成18年4月から現在の形である御宿町学校給食共同調理場として、御宿小学校及び御宿中学校の給食を調理し配食しております。

施設の調理能力は1日最大約500食で、平成27年度の調理食数は小学校213食、中学校154食の計367食です。

調理場の職員体制ですが、県費負担栄養士が1名、給食事務と調理業務を兼務している町職

員が1名、臨時職員が6名の計8名で対応しております。場長は教育課長が兼務することとなっております。

施設は114平米と狭く、設備も大変老朽化し、故障と修繕を繰り返しておりますが、栄養士を初め、調理員の衛生管理や調理の工夫等により、現在まで事故等もなく、おいしい給食の提供に努めてくれております。

改築に向けた取り組みにつきましては、今申し上げましたとおり、大変古い施設になっており、老朽化も進んでおります。設備や備品も建設当時に購入し、ずっと使用しているものもあり、備品等の多くが耐用年数を超えている状況でございます。

保健所による年2回の立入検査においても、細菌等の数値は基準を満たしておりますが、施設は当時の衛生基準を前提に建設しておりますので、現在の学校給食衛生管理基準の要求を満たすには、運用だけでは対応できない状況も抱えております。そのため、毎回少しずつですが、指摘を受けている状況でございます。

これらのことから、施設の改築または改修、既存設備の入れかえなど、何らかの対応は必要であると考えております。

改築に向けた取り組みというご質問ですが、共同調理場の改築については、御宿中学校の改築計画時において、新たに建設することで協議が進んでおりましたが、御宿小学校の耐震補強工事実施に伴う財源確保の問題等により、平成17年2月の教育施設建設委員会で、当分の間、凍結することが決定されました。

現在の調理場をそのまま使用していくことは、施設の安全管理や衛生管理の面からも難しいことから、移転し、新たに共同調理場を建設するのか、あるいは既存施設や設備を改修して使用していくのかなど、来年度教育施設建設委員会を開設させていただきまして、ご意見をいただきながら協議したいと考えております。

次に、中学校改築時、校舎内に給食室の設置が具体的に提示されていたが、現在ないとはどうということかということですが、確かに当初の計画では、中学校の校舎内に共同調理場が設置される予定でしたが、建設委員会の委員の皆様から、騒音や振動、においなどが教育活動に影響が出るのではないかといった意見が出されまして、協議した結果、校舎から分離させ、独立した施設を建設することとされております。

以上です。

○1番（瀧口義雄君） 総合計画では……

○議長（大地達夫君） 答弁、まだ続きます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 私のほうから、消防団の詰所に関してお答えをさせていただきます。

消防団分団詰所につきましては、建築計画を持ちまして、施設の老朽化や分団の統合を踏まえまして、町総合計画と消防団活性化計画に基づきまして、消防団活性化検討委員会、地元役員の皆さん、消防団の皆さんと協議・検討を行っているところでございます。また、消防団施設の新たな建築とあわせ、老朽化施設につきましては、財政状況等を踏まえながら計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、公共施設等総合管理計画につきましても、こちらにつきましては、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化をしていくことが予想され、また多くの公共施設が更新時期を迎えることも踏まえまして、公共施設等の管理については、その全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合の検討、長寿命化など、計画的に取り組まなければならないことと考えております。また、この計画により、財政負担の軽減や平準化を行うとともに、適切な管理が必要になると考えております。

このようなことを踏まえまして、国からの策定の要請、また特別交付税の措置も踏まえまして、公共施設等の老朽化の現状及び維持管理、修繕、更新等に係る経費の見込みや経費に充当する可能な財源の見込み、また各公共施設の評価、基本的な管理方針などを示した公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定をさせていただきたいと考えております。この計画の対象施設の中には、道路などのインフラも含まれるものとされております。

この計画に基づきまして、各公共施設等につきまして、個別に改修や更新について計画的な管理運営を行うこととなると考えております。

○1番（瀧口義雄君） 公共施設全般ということで膨大な施設があると思うんですけども、町の財産です。できれば丸投げではなくて、担当課と一緒に業務策定をしていただければと。どうも丸投げだと、御宿の事情がよくのみ込めていないという面がありますので、その辺充分注意してやっていただきたいと思います。

それと、給食センターですけども、総合計画では学校給食共同調理場整備、協議の結果、実施の場合、28年度設計、29年度建設という、アクションプランに載っておりますので、それののっとなって協議を進めていただければと思っています。

この件に関しては、これで終わりにします。

次、子育て支援ですけども、28年1月末でゼロ歳児から5歳児まで170人と。小学生が176

人、中学生が127人。まず、認定こども園については今回予算にのっておりまして、協議を重ねた結果、今の状態、予算もついてきたということで順調に進んでいるのではないかなと思います。

そういう中で、今後、入札、発注、工事着工、竣工までの施工管理監督と安全、また公平・公明な入札工事等が確保、どのようにしていくのかということです。造成も4月から始まるということなのですけれども、周辺住民の安全対策——まあ、事故があってははいけませんので、安全対策には充分注意して対応していただければと思っております。

続けて、今後の保育行政についてですけれども、でき上がった後、1年後ですけれども、認定こども園とは、保育所、幼稚園との違い、メリット、所管は認定こども園が内閣府、保育所が厚生省、幼稚園が文科省、どのような保育行政を行う予定なのか。また、保護者、関係者との意見集約はどうしましたかということと、通園の交通アクセスです。ゼロ歳児から2歳児までは保護者の送迎と聞いております。これが認定こども園になれば変わるのかどうか。また、遠くなった人もいると思うんですけれども、園児バスの運行をどうしていくのかと。

また、園児、小学生に対する具体的な支援、保育料、施設使用料の軽減と学校入学時の負担軽減、給食費軽減と。多子世帯の制限を小学校3年まで引き上げて172万円と。また、小中の入学時準備金という補助で89万円という形がついておりますけれども、一歩前に出たかなという感じはございます。

そういう中で、多子世帯について、小学校3年という中で、なかなか難しいのではないかなと。できたら18歳未満まで運用を広げていただければという感じがいたしますけれども、一歩前進ということは大変理解しております。そういう中で、最初からちょっとご答弁いただければと思っております。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 初めに、認定こども園の入札方法、施工管理監督と安全、公平・公明性の確保についてとのご質問でございますが、まず工事につきましては、大きく分けまして、造成工事、本体建設工事、外構工事を行います。入札方法につきましては、造成工事、外構工事を指名競争入札で、また本体建設工事を一般競争入札で予定をしております。

それぞれの工期の見通しですが、造成工事の入札を3月中に行いまして、4月に現場作業着手を、6月初めには工事を終えたいと考えております。

本体建設工事につきましては、5月に入札を実施し、6月定例会でご承認をいただきたいと考えております。

本体建設工事の竣工は、平成29年2月末を予定しています。

工期につきましては、少しでも早めることができるよう、努力したいと考えております。

開園につきましては、平成29年3月中に引っ越しをし、平成29年4月、正式開園したいと考えております。

外構工事につきましては、9月ごろを目途に入札を行い、平成29年3月上旬には工事を終えたいと考えております。また、工事の実施にあたり、建設物資を含みます運搬の出入り等におきましては警備員を配置するなど、安全対策について充分に対策したいと考えております。

認定こども園の建設におきましては、総工費が大きくなっておりますので、入札、その他、建設実施にあたっては公平・公明性の確保をし、取り組んでいきたいと考えております。

次に、今後の保育行政についてとのご質問でございますが、初めに、認定こども園とは何かということについてご説明いたします。

認定こども園とは、教育及び保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持つ施設です。平成18年6月に就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法が制定され、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型が設けられました。

幼保連携型は、幼稚園と保育所が一体的に設置されているもので、両者が連携して一体的な運営を行う施設です。法的性格は、認定こども園法に基づき、学校かつ児童福祉施設の両方をあわせ持ちます。幼稚園型は、幼稚園に加え、保育に欠ける子供に対する保育所機能を持つ施設で、法的性格は学校教育法に基づく学校となります。保育所型は、保育に加え、保育に欠ける子供以外の子供も保育する幼稚園機能を持つ施設で、法的性格は児童福祉法に基づく児童福祉施設となります。地方裁量型は、幼稚園機能と保育所機能を持つ施設で、幼稚園、保育所いずれの認可もない地域の教育、保育施設が認定こども園としての機能を果たす施設です。

次に、保育所、幼稚園との違い、メリットでございますが、保育所につきましては、厚生労働省所管の児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は、文部科学省所管の学校教育法に基づく学校でございますが、町が建設いたします認定こども園では、保育所型の認定こども園を選択しております。この保育所型は、先ほどもご説明いたしましたが、法的性格は児童福祉法に基づく児童福祉施設となりまして、施設の位置づけは変更せず、保育に欠ける子供以外の子供もお預かりし、また学校教育法で規定します健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域についての提供も行うことが可能となります。

メリットといたしましては、1つ目ですが、親が働いているかどうかに関係なく、児童の受

け入れができること。2つ目といたしまして、子育て支援センターを併設し、相談や親子の集いの場として、地域子育て支援拠点となり得ること。3つ目といたしまして、保護者の施設利用に対する選択肢が増えること。4つ目ですが、保育と教育の一体的な提供が可能となることと考えております。

次に、どのような保育行政を行う予定か。また、保護者、関係者との意見集約はとのご質問でございますが、保育プログラムにつきましては、これまでにいただきましたご意見、アドバイスを参考に、現在現場の保育士を中心に素案を検討しております。その後、専門家である全国認定こども園協会にご意見を伺い、成案としてまとめたいと考えております。その後、議員の皆さんや保育所の保護者の皆さんにお示しし、ご意見を伺いたいと考えております。

次に、園児バスの運行についてはとのご質問でございますが、園児バスにつきましては、保護者の方へアンケート調査を実施するなど、実際に利用される方のご意見を伺い、運行ルートや運行時間帯、停留所などを決定していきたいと考えております。

次に、保育料の軽減につきましては、平成27年12月議会においても請願が提出されており、子育て世代の切実な願いであると受けとめております。具体的な支援策としましては、平成28年度当初予算におきまして、多子世帯の経済的負担の軽減を図るための内容を盛り込んだ歳入予算を計上させていただいております。保育料軽減につきましては、現行制度では小学校就学前の範囲内に子供が2人以上いる場合、年長の子供を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料としています。

今回、国の平成28年度の子ども・子育て支援新制度の施策として、多子世帯の保育料負担軽減が挙げられました。施策の内容ですが、年収360万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降の保育料を無料とするものです。

以上が国の施策ですが、少しでも多子世帯の保育料の軽減を図るため、これに加えまして町独自のものとして、360万円以上の世帯についても、小学校3年生の範囲内に子供が3人以上いる場合、最年長の子供を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第3子以降を無料といたします。これは、360万円以上の世帯に対して多子計算に係る年齢制限を小学校就学前から小学校3年生まで引き上げ、従来より拡大して行うというものです。

保育料の負担軽減につきましては、子育て世代の切実な願いであると受けとめておりますので、財源を含めて今後も検討してまいりたいと考えております。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

教育課長、小学校入学の準備金は89万円と、それでチケットで渡すということで了解してい

ますから。

順次拡大していただければと思っておりますけれども、今日の日テレ、4チャンネルのテレビで、ふるさと納税で保育料無料町民歓喜という放送が流されました。ということを1点ご報告しておきます。

それと、もう一点ですけれども、就業証明書あるいは保育に欠ける証明書は来年度から要らなくなるという認識でよろしいのですね。それと、もう一つは、保育園と幼稚園のよさを、両方のよさを取り入れるという保育行政をやっていくという中で、幼稚園コースは1時にお帰りになるんですか。それとも皆さん、保育園コースも幼稚園コースも同じに帰るんですか。ちょっとその1点だけ。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 保育に欠けるお子さんの保護者については、今までと同じでございます。ただ、それ以外の実際に働いていない方が入られる場合については、その場合は必要なくなる。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと聞こえない。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 保育に……

○1番（瀧口義雄君） はっきり言って、就業証明書が必要なのか、保育に欠ける証明書が必要なのかということです。ちょっと時間が違うよ。それを聞いているんです。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 今までと同じ方につきましては……

○1番（瀧口義雄君） だって、それはおかしいでしょうよ。同じ保育所に入って、じゃ幼稚園型と保育園型にコースを2つつくるんですか。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 子どもさんは実際に一緒に……

○1番（瀧口義雄君） だから、そうじゃなくて、保育料も違うわけでしょう。だから、2つのコースをつくるのかという中で、じゃ、全部就業証明要らないのかと。保育園コースに入るのは就業証明書が必要なのかと。同じ保育園の中で、2系列ある形で、アブ蜂取らずになっちゃうんです。言っている意味わかりますか。だから、必要なか必要じゃないのかという確認です。

○保健福祉課長（埋田禎久君） それは必要です。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、幼稚園のほうは取らないのね。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 幼稚園のほうは必要ありません。

○1番（瀧口義雄君） 聞こえない。必要ないの、あるの。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 幼稚園のほうは必要ないです。保育所のほうは必要がありません。

○1番（瀧口義雄君） わかりました。

で、時間は。帰る時間。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 時間は、幼稚園型につきましては、1号認定につきましては、午後2時です。

○1番（瀧口義雄君） わかりました。

同じ保育所で、1つは就業証明書が必要だと、保育に欠けると。1つは要らないと。これが一体の保育園でそういう形のものが出てくると、大変問題だと思います。

あなたのほうは必要で、こっち側は必要ないと。それで混在してやっていると、で、同じ保育室でやっていると。それで、あなたたち幼稚園コースは2時に帰ると。こちらのほうは2時に帰れないと。延長保育のほうは7時までいると。同じ保育室で、お金持ちのあなたたちは2時に帰ると、保育に欠けるあなたは7時までいると。今、7時までいれば真っ暗です。それで一緒にお遊戯やっていて、はい埋田君帰りましょうと。で、あなたたちはずっと7時まで残っている。これは幼児の子供に格差を設けて、現実の貧富の差、あるいは社会の構造のひずみを3歳児、4歳児、5歳児に与えますよ。あなたたちは、ずっと7時までいるんですよ。あるいは5時かもしれない。保育に欠けるんだ。片方は2時にお迎えが来ると。

同じ保育室で、これは悲劇を生みます。わからないでしょう。昔、できた者順に帰るとか、できない僕は最後だった。できるあなたは一番だった。それを3年、4年やってみなさいよ。子どもの心はゆがみます。それを行政がやっているといいんでしょうか。

冬の5時は真っ暗です。同じ幼稚園組は明るい2時にお帰り。僕の家族はママ1人だけです。スーパーで一生懸命働いております。僕は寂しくてもじっと我慢して、という中でママを待っていますと。真っ暗の夜の7時にママと一緒に帰る。こういうことがずっと起こるんです。行政がこんなことをしていいですか。ひとり親の子どもも多いんですよ。移住してくれ、若い人来てくれと。保護者が2人そろっているとは限らない。おじいさん、おばあさんがいるとは限らない。データ持っていると思いますよ。私言いませんけれども。そういう子が夜7時までいなきゃいけない、働かなきゃいけない。そういう悲劇を生むような保育行政だけは避けていたきたい。自分の身になって考えてみてください。それは大変つらい話です。これはぜひ検討していただきたい。

次、観光活性化施策について。ちょっと順番を変更させていただきます。

まず、海、河川の水質、汚水適正化構想の見直し、合併浄化槽について。

水質は大変重要な検査項目です。清水川、裾無川、境川、久兵衛川の水質保全と水質検査の予定は。また上落合は夷隅川に至りますが、下流では稲作も行われています。

それと、マンション、ホテル、プラントなどの浄化設備の点検、検査の実施。また、海の汚濁除去と不法投棄対策です。この不法投棄というのは、小川議員がさんざん言っていることです。この3点について。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、まず私のほうから水質検査の関係についてお答えをさせていただきます。

水質検査につきましては、現在、浜谷川、一番御宿漁港の勝浦寄りのところの川でございます。それから久兵衛川、こちらについてはサヤン・テラス脇の川です。そして、清水川、裾無川。裾無川は、ちょうど記念館のところを流れている川になります。この流域8カ所について、毎年実施をしているところでございます。

議員ご提言の上落合川でございますが、現在のところ実施はしておりません。しかしながら、ご指摘のとおり、下流域では田んぼへの取水等も行われている実態もあり、今後においては検査対象河川として追加をしていく方向性で検討してまいりたいと考えております。

検査の項目といたしましては、水銀やカドミウムなど、健康項目に関する分析のほか、酸素濃度や水素イオン濃度など、生活環境項目について検査を行っております。

検査結果でございますが、健康項目については全て基準を満たしており、また生活環境項目についても、おおむね目標値を達成しているところでございます。

河川水質につきましては、生活排水や土砂流出など、さらなる改善課題はございますが、汚水処理の基盤整備や啓発事業など、ソフト、ハードの両側面から段階的に改善策を進めてまいりたいと考えております。

また、マンション、ホテル、プラントなどの浄化設備の点検検査の実施状況というご質問でございますが、浄化槽施設の保守点検につきましては、人槽に応じ点検周期が定められており、各施設において基準に従い実施されているものと判断しております。

また、法定点検につきましては、人槽の規模にかかわらず、年1回の検査が義務づけられているところであり、排水処理施設を含む町公共施設においては適切に実施をしているところでございます。

民間事業場における実施状況につきましては、町において収集可能な情報はなく、現行制度

においては、行政機関による実態把握はなかなか困難な状況でございます。

今後につきましては、県の関係機関とも連携を図りながら、利用者への啓発を行い、水質環境の維持向上に理解を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと待って、適正化計画について。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、私のほうで汚水処理適正化計画についてのご説明をさせていただきます。

汚水処理適正化計画につきましては、既にご案内のとおり、これまで国土交通省、環境省、農林水産省の3省合同により通達がなされ、10年の概成を目標に汚水処理の適正を進めるということで指針が示されました。現在、汚水処理の適正化構想に向け、策定事務を進めておりますが、結論といたしましては、今、財政状況や実態を踏まえた中で、なかなか公共下水の整備は難しく、基本的には合併浄化槽での整備方針として進めていく旨の計画をまとめているところでございます。

現在の状況でございますが、以前、議会で26年度末の合併浄化槽の状況をご説明いたしましたが、その段階においては、おおむね870基程度が合併浄化槽の設置の状況です。今現在、平成27年度10月1日現在の数値で申し上げますと、合併浄化槽の設置件数は923まで伸びております。しかしながら、単独浄化槽、またくみ取りを含めまして、まだまだ御宿町には改善が必要なところもございます。

全体での御宿町の集合処理を含めまして、合併浄化槽トータルで汚水の適正化が既に進んでいると考えられる世帯は、御宿町全体の52%程度と把握しております。残りの約半分弱については、くみ取り、または単独浄化槽で今後課題が残るというような状況でございます。

今後、事務については3月末で計画案がまとまりますので、まとまった段階で改めて議会委員会を中心に報告をした中で、最終的にはパブリックコメントを実施し、次年度の6月定例議会のほうに計画案として、改めて上程をしてみたいというふうに考えております。

○1番（瀧口義雄君） 大変長期にわたり、また大規模な予算がかかると。私の心配しているのは、着工できるのかどうかということを大変危惧しております。利害関係も絡むでしょうし。ただ、これはやっていかなければならない問題だと思っておりますから、理解を賜りながら、予算執行にも充分気をつけながらやっていかなきゃいけないものだと思っております。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいま瀧口議員のほうから予算の関係のご指摘、またご懸念のほうについてご助言いただきましたが、合併浄化槽概算試算でございますが、おおむね残りのものを整備するとした場合の概算試算で約5億円程度の事業費が残っているというふうに把握をしております。

議員ご指摘のとおり、当初この通達が出た段階においては、下水道整備事業と同様の補助スキームの中で、市町村設置型について積極的に進めるようにというような国・県の方針もございましたが、また、いろいろな社会背景の中で景気対策のほうに優先した中で、今の段階で合併浄化槽の汚水処理についての財源が、国ベースでも財源が現在のところ確保できていないような状況です。

今後、国のほうの予算、また県のほうの予算も、全体の政策予算の枠組みの中で担保された段階で、この合併浄化槽については、また改めて施策のほうが始まってくるのではないかとというふうに事務方としては判断しております。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、私のほうから海の汚染除去と不法投棄対策ということでお答えさせていただきます。

磯根の汚泥除去につきましては、平成5年度3,636立米2,606万円、平成6年度3,725立米2,595万円、平成7年度3,000立米2,229万円ということのご予算をいただきまして、3カ年で1万361立米の腐泥の除去が行われております。

この事業につきましては、磯根漁場腐泥除去試験事業として、県のほうから2分の1の補助金をいただいて行ったものでございます。現在は腐泥の除去の県の補助金もございませんので、磯根の保全につきましては、国からの補助金をいただいたカジメ類の老木刈りを事業者が行って、磯根の保全に努めているところでございます。

水産物の水揚げ時に海藻類が揚がってくる件につきましては、海藻類の取り扱いにつきましては一般廃棄物として取り扱うものでございます。漁業組合に確認いたしましたところ、アワビ類の稚貝の餌用として、磯根まで船で持っていくような形で今対応しているということですが、今後、適正な処理に向けた協議につきましては、漁業組合と漁業者と進めてまいりたいと思います。

以上です。

○1番（瀧口義雄君） 物は言いようで、アワビの、サザエの餌だと言えれば何とも言えなくなっちゃうんですけども、一般廃棄物です。それを公然と捨てるということは、みずからの首

を絞めるようなものです。これは小川議員が何度も言っています。

行政と組合と従事者と協力して、今年の漁が始まる前に解決してやってください。お互いに理解を深めながらやっていけば、それは理解できると思います。そういう形で、課長どうですか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 先ほども申しましたとおり、漁業組合を通して漁業者とよく話し合いまして、適正な処理に向けたことを進めていきたいと思います。

ただ、今年の時期までにというところで、ちょっと今ここで明言ができませんけれども、できるだけその形には持っていきたいというところがございます。

○1番（瀧口義雄君） 本来なら不法投棄です。不法投棄をあなたがそこで目をつぶるような発言しちゃまずいじゃないですか。そうじゃないんですか。私は小川議員が言っていることは正しいと思います。だから、それをあなたが認めるんなら海岸に捨てさせればいいじゃないですか。いっぱい捨ててください。私たちも捨てに行きますから。

次、時間がなくなりましたので、1点だけ、ブルーフラッグ、これについてですけれども、組織体系について聞きたいんですけれども、法人格はあるのか、どこに住所があるのか、代表者はどういう形なのか。これは日本と、外国のはわかったらそれで、ちょっとお願いしたいんですけれども。あとメンバーです。あと定款。

じゃ、追加で言います。申請から認証取得までにかかる予想される経費です。また、認証取得の目的、効果、認証取得後の経費と効果。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、機関の話なんですけれども、国際認証機関ということで、国際環境教育基金というところが認証機関ということで、今回この環境認証につきましては行っているところがございます。その日本の窓口がFEE Japanということで、日本の東京に事務所があるんですけれども、そこが日本の認証に向けた窓口ということになっております。

○1番（瀧口義雄君） その住所と代表者と、要するにアドレスと法人格を持っているのか、どういう法人格なのかと。あとメンバー、定款等ご承知ですか。

○産業観光課長（吉野信次君） 今手元に持っていないので、後ほど……

○1番（瀧口義雄君） だって、私質問書出してあります。お悪いんですけれども。詳しく書いてありますよ。手元に持ってこないなんて不届きじゃないですか。

○産業観光課長（吉野信次君）　ちょっと先に、申請に係る経費につきましてお答えさせていただきます。

申請に係る経費といたしまして、今考えているものとしましては、水質検査料としまして3海水浴場で65万円、日本ライフセービング協会の安全審査というものを受けますので、それにつきまして40万円、初回申請料としまして28万円、あといろいろ中央海水浴場に、今インフォメーション施設ということで予定しておりますので、その金額が概算で約4,600万円ということで考えております。

更新時につきましては、水質検査が1海水浴場52万円ということと更新料が、今まだ日本で申請を受けて許可になっているところがございますので、更新がまだございません。日本の金額は、今20万円弱ということで更新料を聞いておるところでございます。

○1番（瀧口義雄君）　課長、一番大事な法人格を持っているのかとか、定款・業務、それを持っていらっしゃるんですか。代表者がどういう人かと。御宿が2番目ぐらいの申請だという話は聞いておりますけれども、実態がわからない。

それで、一番大事なのは、今のお話を足し算しても5,000万円以上いっちゃうと。そういう中で、実際にこれで外国人を御宿にと考えているのか、御宿に今まで来ている人を再度と、また周辺の国内の人を呼ぶのかということと、渚百選にも選ばれていない状態で、このアンバランスな形をどうするのかと、この4点。時間がないので教えてください。

○議長（大地達夫君）　吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君）　先ほどの事業者の資料が用意できませんことにつきましては申しわけありません。後ほど用意させていただきます。

この取り組みにつきましては、国内の来訪者も含めまして、国外向けにインバウンドを狙った取り組みでございます。

渚百選の件につきましては、平成8年に日本の森・滝・渚全国協議会が選定したものでございます。選定基準は、当時の事務局を行っていた山口県光市に問い合わせましたところ、事務局も機能しておらず、何もわからない状態で行いました。

海水浴場88選につきましては、県の推薦で環境省が選定したものでございました。千葉県が夏季海水浴のシーズン前に行っている海水浴場水質検査において、AAという一番いい水準のものを連続で取っているという海水浴場が選定の基準となっているようでございまして、選定当時、認定基準に当てはまらなかったものと思われま。

今後、新たな選定を行う予定がないという旨も環境省には確認したところでございます。

○1番（瀧口義雄君） あと事業効果。これだけ投資して、じゃ、どういう方がどのくらいと、あとどういうインフォメーションを出すかという、この2点。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） ブルーフラッグの取得の効果の試算ということでございまして、御宿海岸利活用計画のK P Iの中で、平成26年度35万人であった年間来訪者を、平成30年度に42万人とすると定めております。来訪者が7万人増加することによる経済効果といたしましては、例えば国内日帰り観光客の平均消費額が1万7,000円ということでございまして、そのうちの飲食等に消費する費用、約2,500円から算出いたしますと、約1億7,000万円の経済効果が望めるものと想定されております。

計画的な目標を早期達成するために、ブルーフラッグの認証取得や海岸を活用したさまざまなスポーツ、合宿、健康増進、憩いなどを目的に多くの流入人口を増加させる目標となっており、ブルーフラッグの取得による海外からの来訪者も期待しているところでございます。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

○産業観光課長（吉野信次君） あと情報提供につきましては、環境教育の活動と……

○1番（瀧口義雄君） 課長、時間終わりましたから結構です。ありがとうございました。

とらぬタヌキという形で聞いております。ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 以上で、1番、瀧口義雄君の一般質問を終了いたします。

これで午後13時15分まで休憩いたします。

（午後12時02分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午後 1時17分）

---

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（10番 石井芳清君 登壇）

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

町長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

3.11からはや5年、南相馬市の桜井市長が昨日テレビに出演されていまして。桜井市長は今

年の年頭の挨拶の中で、南相馬市は合併して10年、震災と原発事故があつて5年、子どもたちが元気に駆け回れる市にしていきたいと抱負を述べておられました。市民が安心して暮らせる市にしていきたいと繰り返し語っておられました。

子どもたちが思い切り駆け回れる町、安心して暮らせる町、私たちが空気のように当たり前のよう感じていることだと思いますが、桜井市長の挨拶の重さを改めて知る思いです。

思い起こしますと、5年前の4月、御宿町も町長を先頭に町民の皆様からお寄せいただいた避難物資と義援金を持って南相馬市を訪れました。報道管制もしかれ、映画のセットのように誰もいない町をこの目で見て慄然といたしました。救援物資が山のように積まれていても、それを配るボランティアもいない状況。東日本大震災の復興、原発事故の完全収束を一刻でも早くと願わずにはおれません。

私たちまちづくりに責任を負う者が何を規範とすべきなのか、余りにも明瞭ではないでしょうか。午前中、前壇者の質疑もありましたが、私は新年度の予算を見て唾然といたしました。この間、広域ごみ処理場も休止、昨日は国吉病院の負担金一部もなくなる、2,000万円ですか、説明を受けました。

一方で今年になって、一気に想定外の事業が計画立案をされております。私は、一気に財政規範のたがが外れたのではないかと疑わざるを得ません。

そこで、町長にお伺いをいたします。日本経済と町財政の見通しについてお聞かせください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 日本経済の見通しと町財政の見通しということでございますが、所感を述べさせていただきます。

経済は生き物でありまして、経済の見方にはいろいろあると認識しております。世界経済の減速がアベノミクスに影響を及ぼしていると思われませんが、雇用や所得環境の改善は続いていると認識いたしております。

町の財政に関しまして幾分か町税の減収が予想されますが、地方交付税については、地域が自主性と主体性を発揮して地方創生に取り組むための事業費が平成27年度から新たに創設されており、平成31年度までの5年間は、平成27年度と同水準の事業費が算定される見通しとなっております。このことから、歳入一般財源は平成27年と同規模で数年は推移すると見込んでおります。

○10番（石井芳清君） 町長から今お話がございましたが、アベノミクス、今国会も開催されておりまして、国会では激論が交わされているところだと思います。アベノミクスも第2ス

テージだというようなお話も伺っております。しかし、第1ステージもこれは失敗だったと言える状況ではないでしょうか。

この3年間で実質賃金は5%の低下、年収400万円だと20万円目減りしている計算になるのではないのでしょうか。

今、雇用も増えたというお話を町長いただきましたが、145万人、この3年間で増えたうちの何と非正規雇用は142万人だそうです。結婚して出産できる状況があるのでしょうか。

一方で、恩恵を味わっている人もいます。それは今般の歳入のところでも、御宿町も非常に特徴的だろうと思います。それから、今の前段のところでも、今町長ご自身も町税の減額ということでお話しされましたですね。それがまさに町民の暮らしの実態だろうと私も思うわけであります。

一方で、株が上がって株の資産が100億円以上増えた人が全国で225人ですか、一部報道によるわけではありますが。そして、こういう医療関係の会社、この近隣にも大きな店舗を構えているところがございますけれども、ここの会長ご一族で11月末の段階で、この3年間に株の資産が1兆6,000億円というお話だそうです。1日当たりになると14億円、1時間当たりになると6,000万円ですか。ちょっと計算できないんですけれども。

時給6,000円でも、大体8時間の20日間とすると約90数万円ということで、約100万円だそうです。これ不労所得と普通言われているというふうに思うんですけれども。

そこまで、この間格差が大きく拡大したと。それから、この1月、2月、株が、これは今世界景気というようなお話もされていましてけれども、リーマンショック以上じゃないでしょうか。

こうした中で、今町長は、今後とも安定的な交付税措置が見込まれるというようなお話をされましたけれども、本当にそうでしょうか。ご承知のとおり、今、地方自治体、国合わせて1,000兆円はるかに超えていますよね。先ほどの質問の中にも、町のほうも起債を仰ぐ財政措置じゃありませんか。約40億円。違いますか。それは起債を上げる、有利な起債だろうというご説明はいただいていますよ、この間も。借金は借金ですよ、町長。臨時財政対策債、これだって本当に、交付税に算入されると言いますがけれども、そうしたら、どんどん交付税が増えていかなくちゃいけないんですよ、町長。私が議員になった当時から交付税は2倍も3倍も10倍もなっていかなくちゃならないんですか。毎回私、交付税措置されるというふうに伺っておりますから。

それから、冒頭でお話ししましたけれども、まだ復興も半ば、原発、まだめども立たない状

況じゃありませんか。町長もご一緒に行かれたじゃありませんか。まだご記憶に新しいんじゃないかと思うんです。

そうした思いを私たちは受けとめて、本当に必要なところに予算を投じていく。あつたらいいんじゃないかと、必要なものにきちんと財源を使っていくことが必要じゃないですか。私は非常に大事だと思います。

ですから、政策実行は極めて抑制的であるべきだと私自身は考えております。

次に移りたいと思います。2つ目に、それでは町長の公約、選挙公約もございますし、またご発言、あちこちでされていること、これ全て町長の公約だろうと私は思うわけでありましてけれども、公約と計画的なまちづくりについて改めて町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 公約ですね。やっぱり公約に基づいて私は町政を運営させていただいておりますけれども、同時に、平成25年3月に策定されました第4次町総合計画、そして昨年、町総合戦略、御宿町の総合戦略が策定されましたが、そういう中で、私は第1問目のお答えに少し関連いたしますが、少し述べさせていただきたいと思います。

一昨年の暮れに、国は地方創生政策を立ち上げました。方針を閣議決定いたしまして、地方創生が始まったわけでございます。それを受けまして、昨年10月に御宿町はまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定させていただきました。各自治体は、地方創生政策に積極的に取り組むということが確認されたわけでありまして。

昨年の暮れに石破茂地方創生担当大臣から、市区町村長に次のような書簡が届きました。

地方創生は日本の創生であります。地方の創生なくして1億総活躍社会の実現はありません。国と地方が同じ危機意識を共有して、互いになすべきことを着実に成していくことが我が国の未来を必ずや切り開いていくことを確信しておりますと結んでおりました。

そのようなことで、28年度予算につきましては、地方創生に向けた積極的な予算となりました。第4次総合計画との整合性に配慮しつつ、御宿町まち・ひと・しごと総合戦略の目標の実現に向けた施策を積極的に展開することとし、地方財政計画における地方創生にかかわります財源措置は平成31年度までとされていることから、後年度への財政負担等を精査する中で、財政健全化を維持しつつ、地域の活性を図ってまいりたいと思っております。

昨日も少しご説明をさせていただきましたが、地方創生に関しまして、人口の縮小が地方経済の縮小を招く。経済の縮小がさらなる人口減少を招くという負のスパイラルを起こしてはならない。少しでも人口減少に歯どめをかけるための地域活性を図っていきたいと考えておると

ころでございます。

以上でございます。

○10番（石井芳清君） 政策ではないんです、私が聞いているのは。公約と計画的なまちづくり、その具体例じゃないんです。公約と計画的なまちづくり、これは自治法によっても定められております。

私は、町長ご就任のたびに、この回、最低2回ではありますけれども、憲法、また法律、条例、どのように解釈されるのかということ、そのたびごとに私はお伺いをしているつもりでございます。

町長は、基本的には憲法、法律、条例に基づいて町を運営してまいるというようなお話をたしかいただいているというふうに思っております。

一方で、御宿町議会は、各種計画等について議決要件を条例で制定してございます。ちなみに、今町長みずから申し上げられましたけれども、総合計画です。前期アクションプラン、平成25、26、27、これは当初予算ベースでありますけれども、ほぼ計画どおりですね、これ。28年度、ちなみに32億円でしたね、たしか。40億円になるんですか。

この28年というのは、本当は当初予算ベースじゃないんです。決算ベースなんです、これは。違いますか。ですから、この各種計画、これを議決したということについて、じゃあ町長はどのようにこれをお考えなんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ちょっと趣旨がよくわかりかねますが、各種計画について議決をしていただいたということですか。

（石井議員「そうです」と呼ぶ）

○町長（石田義廣君） 各種計画について議決をしていただいたと。いろいろな計画があったと思いますが。そういうことで、ちょっとお話がよくわかりませんが。

総合計画と今回の28年度予算を照らし合わせるということに意味するということでしょうか。

そういう意味では、当然総合計画の中の予算については入っております。さらには、この地方創生を機に、私自身は、やはり地域の活性を喚起しなくちゃいけないということで、いろんな意味で予算措置をさせていただいている部分もでございます。

○10番（石井芳清君） 私、具体的に聞いているんですけれども。

アクションプランでは平成28年度、たしか32億円と。10カ年通じて、この総合計画の審査で

すね、審議をしている中でも、じゃあ、最終年度どの程度の予算で推移するのかと。当時の財政課長ですか、約30億円で推移するという話は伺っております。

今町長、地域創生のお話をされましたけれども、夏の地域創生会議が必ず総合計画の範囲に基づいてと——まあ、似たような、同じだろうと思うんですけれども、そういうお話をされて、いろいろな事業の審議をされたと思うんです。その中で精査すべきものを地域創生の中でやるということで、具体的に夏行われた委員会では、そういう部分で審議をされたというふうに伺っておりますし、そのように最終的にも報告を受けております。

そうしますと、29年度は約30億円ぐらいのアクションプランになっているわけですが、これは来年度は多分45億円、その次は50億円というふうになるんですか。これ財政当局に聞く話じゃなくて……。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今までの予算と比べまして、28年度予算は、簡単に申し上げますと、認定こども園の工事費が非常に大きな部分がありまして、それだけは増えておるわけですが、さらには、ほかの事業もいろいろ入っておりますが、私は先ほども何度も申し上げますけれども、やはり今地方創生の機だと。地方創生を果たして、少しでも活力を喚起しなくちゃいけないと。そういう中で財政上勘案しまして、基本は石井議員さんのご指摘、大変ご懸念されております健全財政の維持だと思います。健全財政を維持しつつ、私は予算立てをしたと考えております。

○10番（石井芳清君） ですから、29年度、30、31と右肩上がりの予算を想定されているんですかという具体的な質問をしたつもりなんです。よろしいんですか、それで。別に結構なんですけれども。右肩上がりにどんどん予算が……わかりました。

まず、議決をしたということで、少なくともこの32億円というフレームについては議決されているんです。ですから、さまざまな町民の皆さんのご要望、町長の政策があるわけですよね。ここに来る前にもっともっと前の段階で、それはやはり切磋琢磨して、必要だったら私は増やしてもいいと思っています。33億円、34億円。しかし、今、町長考えられない発言を私にしているんです。もう5億円ベースでこのままどんどん、あと7年間ですか。町の財政膨れ上がっていくということを私の質問に答えているんです。そんなこと起こり得ますか。

それだったら、なぜ清掃センター休止しなきゃいけないんですか。それは御宿だけじゃないんです。おわかりですよね。日本全国が働く場所もあり、賃金も上がり、税金もたくさん上がってくると、どんどん右肩に上がっていくということじゃありませんか。じゃ、なぜ中止だ

——それを主題にしているわけじゃないんですけれども。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） すみません。私がちょっと誤解、認識にちょっと食い違いがあったようでございますが、基本は、先ほど申し上げましたように、健全財政を私は維持していかなくちゃいけないと思います。今年、例えば28年度予算が3億円、5億円あったら、当然今年は少し予算が膨らんでいることは確かでございますが、例えば29年度、30年度は当然31億円とか32億円とか、そのぐらいで落ちついてくるんじゃないかなと思いますけれども。

私は、石井議員さんがおっしゃるように、このペースで毎年5億円ずつ上がっていくんですか、そんなことは全然考えておりません。基本は健全財政であります。

○10番（石井芳清君） しかし、町長、私の前段の答弁にはそういうふうに答えたんです。ですから、議場は騒然となったんです。

勘違いだろうということの声も出ておりますけれども、御宿町始まって2度目ぐらいじゃないですか、この財政規模の。そのときは、たしか1事業でした。覚えていらっしゃるかわかりませんが。

そのために総合計画、基本計画、実施計画、大変昔の話で失礼なんですけれども、予算、決算となっているんじゃないでしょうか。これは言うまでもないことですが、町が住民に税金をいただいて、それを安定的にサービスを保障するということだと思うんです。こんなになって……。ですから、先ほどの質問の中でも、公民館です。たしか2カ年、これ単年度で、場合によってはそういうこともあるかわかりませんが、それだって十分な議論が必要じゃないでしょうか。私も委員会でその説明を受けました。私てっきり大ホールもエアコン直るんだと思いました。私も演奏会のときに参加させていただきましたけれども、ホールの予算入っていないということみたいですよ、どうも。3,000万円の中に。まだ詳細については伺っておりませんが。

そういうことも含めて本当に必要な予算、それから財政の平準化の中で、どれを前後すべきか。そのために町長は議会とも協働すると。議長もこの年頭の挨拶の中では、協働、まちづくりは必要だということで年頭の挨拶を議長は述べておられますね。議会はそういう姿勢でいるということで議長が表明されているわけです、今年。町長も一貫して協働のまちづくりというお話をされているじゃありませんか。

それから、総合計画でいえば、笑顔と夢が膨らむまち。なぜこの議会に笑顔も夢もないんですか、町長。なぜ陳謝されるんですか。なぜ法令違反を犯すんですか。

余り何度も言いたくありませんけれども。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、予算の編成方針等に、予算内容についての論議といたしますか、ご質問をいただいておりますが、先ほど申し上げましたように、私の基本的な考えは、28年度予算は積極的な予算を組ませていただいたと。ですから、例年の予算と比べて幾分か膨らんでいると思いますが、しかし、今後も見通した中で健全財政は維持していかなくちゃいけない、それが私の基本的な考えであります。数字的に確かに幾分か——幾分かといえますか、例年と比べまして、こども園の部分とプラス少し膨らんでおりますけれども、それはまた健全財政を今後見通す中で調整していくと。

今地方創生のときでありますから、私は私の立場で考えて、そのようにさせていただいたということでございます。

○10番（石井芳清君） 町長、先ほども言いましたけれども、予算査定の根拠、午前中の質問で答弁ございませんでしたよね。

先ほどから私、アクションプランの前期計画、ちょっと私がグラフで描いて、こんな感じなんですけれども、ブルーがアクションプラン。ほとんど真っすぐです。この茶色が今年だけ上がっていると。今年の上った予算を単純に引くと22億円ぐらいになっちゃうんです。8億円ね。8億円が張り出しているわけですから、アクションプラン。それは国からいろいろあるかもわかりませんが、単純に引くと、こういう図になっちゃうんです。

これがどうなるかという説明を一切受けていないんです、私たち。3つの常任委員会が2月末に開かれました。全て何らかの協議事項で未承認のままじゃありませんか。なおかつ、私たち議会に対して、じゃあ全体像どうなるのかと、本当に今町長おっしゃいましたですね。平準化、それは私と同じだとおっしゃられましたですね。いつそういうことを私たちに説明いただきましたか。伺っていませんよ。本当にこれで来年30億円の予算が組めるんですか。単純に言えば22億円です、8億円マイナスすれば。30億円ですから、アクションプラン。

22億円だったら、義務的経費だって払えないじゃありませんか。執行できないじゃありませんか。違いますか。24億円ぐらいはかかるんじゃないじゃありませんか。単純にはこうなるんです、町長。これについて安心だという説明は一切ないんです、議会に対して。私たち説明を、私個人は受けておりません。いつされましたか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 予算立ての内容に関しまして、石井議員さんは石井議員さんの捉え方

があるでしょう。私は、今御宿町の経常収支比率は89%前後だと思いますが、やはりそういう意味では非常に投資的経費は厳しい状況にはありますが、そういう中で、今回はその部分を少しプラスしたということで考えております。そういう中で、今後その辺を調整しながら、とにかく基本は健全財政を維持しつつ、私は目標に向かって進みたいと思います。

○10番（石井芳清君） 私聞いているのは、いつ説明をされましたかという質問をしているんです。私は、ちなみに聞いておりません。ですから不安です。来年の見通し、全く立っておりません。どうなるか聞いていませんから。

平準的に行政も運営するというのは、自治法の要件じゃありませんか。地方自治体に運営するための基本的要件じゃありませんか。私はそのことを伺っているんです。

聞いております。もう予算案も提案をされていますし、審議は始まっておりますので、この定例会までないと、なかったということはよろしいですね。それだけ確認させてください。——はい、承諾されましたので。

私は新年度においては、今町長おっしゃられましたけれども、保育園です。前壇者もおっしゃられました。そして、もう一つは教育委員会の再生じゃありませんか、町長。この2つに心血を注ぐ、これだって並大抵のことじゃありませんよ。6億円ですよ、町長。ここの間始まって以来の規模じゃありませんか、学校が終わってから。これ本当に真剣に取り組んで、来年、1年後じゃありませんか、保育所。まさにあなたがつくられた夢と希望ですか——もう忘れてしまいましたけれども、笑顔と希望の膨らむまち、その核となるその施設じゃありませんか。むなしく聞こえるんです、この標語が。これに心血注いでやる。あとはアクションプランです。で、緊急的にどうしてもやらなくちゃならない、それは出てくるでしょう。防災の問題だとか出てくるじゃありませんか。そういうことを精査しながら、どっちみち今年選挙あるんじゃないですか、町長。町民に信を問うたらいいんじゃないんですか。違いますか。私、そう思います。

その中で、幾つか具体的にお伺いしたいと思います。

それでは、町長の言う協働のまちづくりの概念、またボランティアというお言葉もよく使うわけでありませけれども、この概念についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 協働のまちづくりということでございますが、今住民の皆様の生活を取り巻く環境は、社会環境は大きく変化している中、価値観やライフスタイルの個性化、多様化が進んでおります。これらニーズに的確に対応し、地域の課題に柔軟かつ的確に対応してい

くために、住民の皆様にご参加をいただきまして、行政と協働しまちづくりを進めているところでございます。

一昨年策定いたしました第7次行政改革大綱には、総合計画に見る笑顔と夢が膨らむまちの実現に向け、住民の皆様との協働と連携によるまちづくりを挙げております。住民の皆さんと地域各団体、事業者の皆さん等との協働連携により、多くの皆さんが行政に参加できるように努めていきたいと。多岐にわたりまして協働のまちづくりを進めているところでございます。

また、ボランティアということですが、私の考えていることは、ボランティアとは自分自身の自由な意思によって、援助を進んで行動する人でありまして、一人一人の自由と信念が尊重され、誰もが安心して暮らせる平和な社会をつくることに自分の考えで金銭を目的とせずにかかわっていくことがボランティア活動であると、そのように思っております。

○10番（石井芳清君） ここで議論するつもりはございませんので、一言だけ。この協働の町、協働という言葉です。それからボランティア。また、ボランティアも有償、無償、一部とさまざまございます。それから、当然区の活動だとかさまざま、要するに旧来から、かなり大昔からやっているさまざまな活動がございます。

大都市の自治体では、こういうものをきちんと、例えばこれはちょっと別なんですけれども、こういうような冊子にまとめ、自治会活動、自治活動とかという形で、その言葉は何を指すのかというふうに明示してございます。

何かと申しますと、その言葉によってさまざまな、住民同士のさまざまな問題が現実的に起きている部分がございます。ですから、これは今後でいいんですが、ぜひそういうものを、やはりきちんと明確にして、それぞれの立場、分野、分野がどのように活動されるのかと、相互にさらに強力に力を合わせてまちづくりができるような、その要望です。条例のときも要望をきちんと明示しますよね。

これは先進自治体でほとんどのところがやられておりますので、ぜひそういうものを御宿町としてもきちんと——これは自治会ですから総務ですか、そちらはいいんですけれども、ここで整理をされて、やはり本来、今町長もいろいろお話しいただきましたけれども、それぞれの自発的創意、それがみんなのためと申しましょか、お互いがプラスになるような笑顔と夢じゃありませんか。それがそうじゃなくなる部分が結構、私幾つか目にありますので、ぜひそれは今後、創意工夫されてください。これはよろしいですよ。はい、わかりました。よろしく願います。

3つ目に移ります。特色あるまちづくりについて伺います。

町長として努力して残してきたものを1つ挙げるとすると——1つね。まあ、幾つでもいいんですけれども、努力して残してきたものを挙げるとすると、町長ご自身はどのようなものを挙げられますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 残してきたものは、私の一番の基本的な考えは、特色あるまちづくりということに関しましては、御宿町の特色、カラーの一番は、やはりこの美しい自然環境じゃないかと思います。そういうことで、私は総体、全体を通して、この美しい自然環境を生かしたまちづくりを進めてきたつもりでございます。

そういう中で、いろんな町民の皆様方、議会の皆様方、職員の皆様方、ご協力いただきながら、そのように私は進めてきたと考えております。

○10番（石井芳清君） 美しい自然というふうなお話をいただきました。ぜひこの美しい自然、これに墨を入れるようなことはあってはならないということを申し上げさせていただきます。

私は、御宿町として努力してきた最大の財産というのは、私は御宿町だと思います。御宿町です。昨年60周年をやられましたね、町長。50周年も60周年も、400年もやられました。前壇者も合併の話もちょっと前段でありましたけれども、そのときは御宿町が2つに割れましたけれども、私はこの御宿町を何としても残したいと粉骨砕身頑張り抜きました。で、合併協議会は設置されましたけれども、結果としては御宿町残りました。合併したところも頑張る、独立したところも頑張る。野沢温泉も本当に頑張り抜いたんじゃないじゃありませんか、激論の中。御宿町が残ったからこそ、400周年を僕はできたんだと思います。違いますか。

2つ目は、やはり白い砂浜だと思います。これは同じだと思いますけれども。当然それは自然です。私も全くそのとおりだと思います。

しかし、一番の財産は御宿町です。御宿町の中核はどこか、ここじゃありませんか、町長。ここで御宿町の生命・財産、過去から未来に向けて、ここが責任を負っていくわけじゃありませんか。町長、職員、そして議員。御宿町でしょう、町長。違いますか。

私は——まあ、これは私の考えですけれども、町長ですから、そのことは私は強く感じていただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほどは特色あるまちづくりということで、まちづくりに関しまして述べました。余りにも私自身の中に全部御宿町が入っておりますので、個別に考えることがち

よっと抜けましたけれども、全くそれは石井議員さんと同感であります。

○10番（石井芳清君） 具体的には、幾つかの間努力してきた、残してきたこともたくさんあると思います。個人的には白い砂浜もそうですし、例えば、今、布施学校のほうで若干議論になっておりますけれども、給食のあり方についてもそうだと思います。それから、ごみについても、私、ごみの処理、清掃センター、清掃事務です。これはここで議論するわけじゃありませんけれども、ちなみに今後についてですけれども、大多喜町は今年の予算で清掃センターというか、焼却炉の建設基金を何か議会に提案をされたというふうに伺っております。ちょっと議会でどういうふうに議論になったかというところまでは伺っておりませんが、そういう案が町長から示されたというのを大多喜の議員から伺っております。ここで議論するわけじゃありませんよ。

そういうことも含めて、各自治体がさまざまな課題にどう取り組むかということで議論をし、決断をし、私は前に進んでいくんだらうなと思うんです。そういう議論が今一番大事じゃないんですか。地域創生もそうだし。そういう議論、ほとんどなかったというのが実態じゃありませんか。少なくとも、私たち10月に改選した以降、一番の議論が抜けていたんじゃないですか、町長。

町長もおっしゃられましたけれども、国から2つ目のフレームも示されました。じゃ、それをどう具体的に住民の皆さんのサービスにつなげていくのかという大きな課題だったのだらうなというふうに思います。ですから、そういう面では、このメニュー、厳選をされるということと何を残すのかと、今後残していくのかということも充分議論をして、これからの御宿町、特に子どもたちです。この環境、伊藤鬼一郎さんが、明治ですよ、その当時から頑張ってこられた。御宿町はすばらしい財産があるじゃありませんか。先達の苦労があるじゃありませんか。そういう先達の思いもかみしめながら、御宿町の未来に向かって子どもたちを育てていく、そういう中の一助として保育所があるんじゃないじゃありませんか。学校教育、大事じゃありませんか。ぜひそのことを、もう一度町長としてかみしめていただきたいというふうに思います。

次に移りたいと思います。次に、修繕計画とリノベーションについて、町長のお考えをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 防災無線に関してのお話……。

○10番（石井芳清君） 修繕計画とリノベーションそのものでございます。

町長の考え方です、修繕計画。修繕明確とカリノベーション。午前中も似たような質問がご

ございましたから、既に答弁もされているかと思しますので、問題ないと思っておりますけれども。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 午前中も少し出ましたけれども、公共施設の管理計画、これをまた新年度提案させていただいておりますが、このような計画に基づいて行っていきたいと思いますが、リノベーションといいますと、ちょっと趣向が違うのかなと思っておりますが、非常に検討すべき重要な内容だと思います。細かくは私は調査しておりませんが、リノベーションに適合する施設、内容がございましたら検討していきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） これまで町は、いわゆる国が言っている話なんですけれども、スクラップ・アンド・ビルドという言葉をお使いですよ。これはわかりますよね、英語。日本語に翻訳しなくてもわかるかと思っておりますけれども。壊してつくるといことです、簡単に言ったら、日本語に言えば。

リフォームを含めて、リフォームよりもっとさまざまな形で利活用を進めるということでリノベーションということで、具体的には、もう工学院大学の学生がさまざまな形で提案されている中の、中でもリノベーションという概念に基づいた提案が幾つかもう既にされておるところでございます。町長もたしか何回か参加をされて、直接お聞きだろうなというふうに思います。

御宿町も、午前中も幾つか課題がありましたけれども、ただ単にスクラップ・アンド・ビルドをするだけではなくて、それをどう新しい発想、新しい時代の要請に基づいて、わずかに費用をかける、改修する含めて、そういう考え方を修繕計画に私は入れていくべきだろうなと思うんです。町長も、今研究されるというお話をされましたので、同意だというふうに思うわけでありまして。

具体的には、たしか町も修繕計画つくるということをこの間もおっしゃられておりましたので、じゃ事務方から若干答弁というか、もし内容があれば、修繕計画あるかどうか。なければいいですけども。というか、修繕計画そのものも基金を積んでいるじゃありませんか。校舎含め、庁舎含めて。じゃ、いいです。結構です。

じゃ、1つだけ、防災無線。これも、そういう面ではデジタル防災という中で、大きく抜本的に変えようということだったんですけども、なかなか時間切れの中で、先般総務委員会等ですか、説明があったというふうに伺っておりますけれども、いわゆるデジタル、全デジタル化までいくかどうかはちょっとわからないんですけども、ここの放送機器のほうが耐用年数超えたということで部品が調達できないということで、いつ壊れてもおかしくない状況だとい

うようなお話だったように伺っております。ちょっと委員会もその時点は退席していただきましたので、資料だけしかもらっておらないんですけども。

こうしたものが今のような考え方を含めまして、防災無線はもともと私が提案していたのは、世界に通用する。メーカーが例えば倒産したから、もしくは例えばこういう機器が日本のものだけだとすると、ある会社が壊れたらもう、これ例えばだめなんですよ、補修もきかないと。ということで、もっと世界的な技術、ソフトウェア、そういうものを使って構築すべきだと。で、さまざまな情報機器、そういうものにつながるようなシステムを構築すべきだというような提案をして、この間調査はしていただいたらうなと思うのでありますけれども、そうしたことも含めて答弁する内容があれば、せっかくですので。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 防災無線のデジタル化の全体計画につきましては、総合計画の前期基本計画アクションプランにおきまして、防災無線デジタル化に向けた準備のために基金を創設し、32年度を目途に積み立ての計画をしております。

また、総合計画の後期計画期間中に親局、子局、戸別受信機の順で整備を進め、無線設備規則におけるデジタル波の切りかえ期限、平成34年度を目途に、関係者の皆さんと協議、検討を進めさせていただき、防災無線のデジタル改修を完了することの目標で考えておりました。

こうした中におきまして、当町の防災行政無線につきましては、昭和62年にアナログ波によります無線放送を導入後、平成10年に現在の機種に改修して以来17年を経過し、その間保守点検等を行ってまいりましたが、無線機器等の経年による老朽化に伴い、また各部品の故障が発生することが多くなることが予想され、既にアナログ機器の部品の供給は終了しておる状況にございまして、機器の故障が発生した場合には修理等の対応が困難となり、災害情報や避難に関する重要な放送伝達に支障を来すおそれがあるということから、平成28年度におきまして、親局内操作卓と遠隔制御局及び屋外子局1局など緊急性の高い設備につきまして、改修予定を前倒しさせていただき、デジタル化改修したいと考えております。

なお、この防災無線の整備に係ります財源措置といたしましては、国の緊急防災・減災事業など有利な起債を活用したいと考えてございます。

こうした防災無線のデジタル化によりまして、一定の設備を追加することにより機能を持たせることで新たな情報提供が可能となるというふうには考えております。防災行政無線デジタル化の整備によりまして、これまでの放送に加えまして、親局と屋外子局による双方向の通信が可能となり、災害時に電話や携帯電話が使えない状況下でも役場と子局の通信が確保できる

ようになります。

また、設備を追加して整備をした場合ということになりますが、町のホームページでの情報伝達や携帯電話、パソコンへの電子メールの配信、音声案内や文字での情報伝達など、各種システムとの連携もできるようになるというふうに考えております。

現在、子局、それから戸別受信機のデジタル化の年次計画、スケジュールにあわせて、こうした情報伝達の機能向上のための取り組み、内容につきまして、またその費用と効果につきまして協議・検討を進めていただきたいと考えております。

○10番（石井芳清君） 非常に技術革新のスピードの速い分野だというふうに思いますので、ぜひその辺のところは議会のほうとも、総務委員会を含め、情報交換を密にさせていただいて、間違いのないと申しましょうか、将来ずっと使える、そういう内容に、コストも含めてしていただきたいというふうに思いますので、それはよろしいということですので、よろしくお願いをいたします。

5番目に移ります。交流事業について伺います。

交流事業ということで、大きく分けて海外と国内とあるわけでありましてけれども、今日も、昨日、今日と、そのことは大変大きな課題ということで議論がされてきておるわけでありましてけれども、まず交流事業についてということで海外です、まず最初。町長としてどのように考えておられるのか、方針と申しましょうか、それについて承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿町は、1609年の史実をもとに、国際交流が盛んに行われてきた町じゃないかなと思います。1つには、国際交流の町と呼んでもいいんじゃないかなと思います。

そういう中で、メキシコ、スペイン、そしてドイツ、さらには中国とも数年前ですか、何年か前に子どもたちが交流したこともございますが、いろんな意味でやっぱり歴史を重んじて、それをベースとして、これは先ほども議員さんおっしゃいましたけれども、非常に御宿町の特徴ある点——特色だと思うんです。そういう意味では、できれば関係機関のご協力をいただきながら、可能な範囲で行っていくことができればなと思っております。

○10番（石井芳清君） では具体的に、昨日、今日も含めてなんですけれども、いわゆるメキシコの学生の受け入れです。この事業について、前壇者の中で、かなり細かく質疑をされましたので、私から問題点と申しましょうか、ただしてまいりたいと思います。

私も委員会等の説明の中で町長にお伺いをいたしましたけれども、この事業は、もともとテカマチャルコ市と御宿町が姉妹都市になったと。これはよろしいですね。その中でテカマチ

ャルコ工科大学と、学生と交流をしないと。学長さんにもお会いになられて——まあ、市長も含めてなんでしょうけれども、その中で町長が話をまとめられて、こちらでたしか記者会見されましたですね。それが一番最初だったろうなど、私自身は——公式という意味です。というふうに思っております。

それは、まさに今、前段で町長がおっしゃったとおりに、この400年という、やっぱり大きな世界史的な偉業と申しましょうか、そういうものがあつた中でお互いの市町が姉妹都市を結んだと。具体的に何か1つでも実のある事業をお互い希望されて、それが学生交流というふうになったんだろうなど私自身は解釈をしておりましたけれども、それでよろしいわけですね、基本的には。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○10番（石井芳清君）　そうですね。

ところが、今、今年度の事業もメキシコ合衆国の子どもたちを受け入れるという事業ですよ。いわゆる御宿町はテカマチャルコ市と……ごめんなさい、もう一つ名前が出てこない。2つ結んでございますけれども、そこの……アカプルコですね。失礼しました。

その2つの自治体と交流するということは、これはお互いに姉妹都市という範囲の中で、さまざまな事業が組めるんだろうと思うんです。また、これはもう国についても、それについてはメキシコ合衆国も日本国もそれでよいと。そういうことは、逆に言うと法律上もできますよということだろうと思うんです。

ところが、現実的には、メキシコ合衆国の学生全部受け入れていますよね、今年度の事業で。そうしますと、当然町長もこの定例会でおっしゃられていますけれども、大使館というのが大変大きなウエートを占めるということは当然の帰結なわけでありましてけれども、でも、この間ずっと町長は、これは町予算は極端に言って使えないというぐらいのこともおっしゃっているわけです。なぜかという、それは私が今説明したとおりになんだと思うんです。テカマチャルコ市、もしくはアカプルコ市と御宿町の関係においては、税金投入ができるということだと思わうんです、簡単に言うと。非常に簡単な、荒っぽい提起の仕方で大変申しわけないんですけども。それを越えちゃっているんです、実は。

それを今度の予算では、町が単独で250万円で行うというような予算案が提案をされておるわけでありましてけれども、問題は非常にたくさんあつて、1つは学校制度の違いです。日本は4月から始まります、1学期が。メキシコはたしか9月から始まると思うんです。これは、御宿においてもそうなんです。小学校、中学校は義務教育ですよ。一般的に学校長が4月1日

に決まって、始業式の間には学校長が学校運営計画、事業計画というのを立てます。今非常に文科省から示されている時間が1日5時限ということで、しかも訪問しますと、学校行事もびっしり入っています。それは4月当初に学校長が、子どもたち、保護者の皆さんにきちんと示すわけです。また、教育委員会にもそういう報告があるわけでありまして。私たちにもそういう報告があります。

ですから、日本国内においては、4月以前にそういう事業計画を立てて、すり合わせをするとか、調整をして事業をしていくんだらうなと思います。

メキシコにおいては8月中です、どんなに遅くとも。8月中にメキシコ合衆国、何というかわかりませんが、文科省また関係——まあ、今全土ですから文科省だと思うんですけども、例えばそこに対して今年の学生の受け入れを行うと。

ですから、一般的に7月、8月、今年度も事業を実施しました。事業を実施しているときには、既に次年度の計画を立てて、それだって遅いと思うんです。どんなに遅くとも7月——7月でも遅いんじゃないかと思います。6月ぐらいですかね。日本でいえば3学期が終わる前に、文科省また学校のほうにさまざまあると思うんですけども、全国的な応募だったら応募をしていくということが最低限じゃありませんか、町長。

ですから、1年間の予算が必要だということなんじゃないんですか。オーバーラップしますから、1年半から2年だと思います、私は。それを日本のこの3月に出して、どうして事業が実施できるんですか。やっぱり将来大学に進む、大学院に進む、また就職をするということの1年間選択をしながら、日本でいえば4月、向こうは9月だと思います。必要であったらビザも取得をします。で、1年間を終えて、要するに日本でいえば3学期というのが6月ごろだと思いますので。で、最終的に日本に渡航。しかも選抜です。選ばれて渡航するということじゃありませんか。

これは町長、メキシコの学生とか、子どもたちもメキシコを代表する子どもたちです。これからメキシコの国、企業をしょって、家族をしょって立つ子どもたちじゃありませんか。大使館で発表されて、選ばれた学生は本当に幸せだろうと思いますし、前途洋々だろうと思います。

しかし、そういう子どもたちを御宿町、受け入れられるんですか、町長。中学校までしかないじゃありませんか。そういう専門職員いるんですか。スペイン語の話せる、日本語も話せる。しかも夜と昼が逆転しているじゃありませんか。これ御宿町がやれる事業ですか。

私は、今年度600万円ぐらいでしたか、事業報告書をいただいておりますけれども、あれ3

倍でも私は足りないと思います。ざっと見て、あれは3,000万円級……私は素人だからよくわかりませんが、3,000万円規模は下らない事業費じゃないと、あれはできないと思います。で、お金があっても私はできないと思います。それにたけたノウハウのある人物、一番は人と人です。そうじゃありませんか。町長が一存でどうこうできる問題では、私はないと思います。

そのことをよくよく考えて、この国際交流、特に学生交流をどうしていくのかということも十分に考えて、また議会、町民の皆さんにも本当に理解していただくということじゃありませんか。これは、そのことだけの指摘で終わらせておきたいと思います。ご意見があれば、どうぞ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろと石井議員さんのご意見は伺いました。

ご案内のとおり、昨日もいろいろ一般質問でいただきましたけれども、このプログラム事業につきましては、第1回目、第2回目、本当に実行委員会の皆様方の、土屋会長を中心として大変なご努力により、私は成功をおさめたのではないかと考えております。それは一番の大きな布石といいますか、ベースになって、これから、できましたら継続して続けていきたいと考えております。これがまさに石井議員さんが先ほどおっしゃいました特色あるまちづくりの一つじゃないかなと考えております。

私は1回目、2回目は成功であったと思います。その規模で、そういった内容で、それからまた先にいろんな道を開いていくと。国際交流という特色は、御宿の大きな特色です。そういう予算の可能な範囲の中で私は実行していきたいと思います。

○10番（石井芳清君） 250万円でするんですか、町長。これは、もう議論したくありませんけれども。

私も1回目、2回目、大成功だったと思います。本当にそう思います。心身ともにかけていただいた、その思い、本当にありがたいと考えております。その思いを、私はこの予算はどうもたがえているというふうにはしか思えません。そのことだけを指摘させていただきたいと思います。

もう一点、国際交流では、先般の黒沼ユリ子先生の公演です。

これも先ほどちょっと日本の学校制度についてお話をさせていただきました。たしかこれ、12月の補正予算でしたか。予算をいつ組むというのはあるかも知れませんが、義務教育ですよ、町長。確かに黒沼先生が用意していただいたのは、私は世界最高の音楽だと思いま

す。しかも、このバイオリン、ビオラ、チェロですか。この3.11の松ですか。これを使った、この3つがそろうということはないというふうに伺っています。当然ですよ。この時期どこでもこれ使いたいですよ。

しかも、ここに参加された方、私これを見てびっくりしたんです、土曜日行って。すばらしい先生方。一人一人で充分大きなホールをいっぱいにされる方々だと伺っております。しかも、コントラバスですか、大きい楽器をお持ちの方、これはご自身で、自費でこれをお持ちになって御宿に来られて、そのままドイツに帰られたと伺っております。教育長のお話をちょっと伺いましたら、このコントラバスは300年と申しましたか。ですから、これは貨物のほうには僕はいれられないと思います。特殊な芸術品とかを運ぶ、そういうコンテナだったら可能だろうなと思いますけれども、これが温度、湿度、ひびが入ってしまったら、もう多分使えないと思います。そういう大事なものをご自身で運んで、経費はたしか30万円でしたよね。

それで、非常に独創的なクラシックというか、室内楽で、語りながら、拍子もとりながらという新しいクラシックの創造に黒沼先生は挑戦をされて、教育長のお話を聞くと、お別れのとときに、カワチさんという方ですけれども、大変楽しかったので、機会があればぜひ来たいという、そういうメッセージを残されたというふうにも伺っております。そういう世界最高の状況をつくり上げていただいたということに、私たちは応えることができなかつたんじゃないかなと考えているんです。

早速でしょうけれども、参加された布施小学校のほうから感想文を寄せていただいたということで、私ども1部いただいたところでございますけれども、この中に本当に、例えば「先日、すばらしい演奏をどうもありがとうございました。クラシックのコンサートなど行くことがないのですが、生の楽器の音色に触れてとても感動いたしました」ということとか、それから……ちょっと今見つからなくなりましたけれども、初めて——あっ、ここに書いてあります。4年生のお子さんですけれども、「私も去年の11月からバイオリンを習い始めました。まだ正しい音が出せなくて難しいです」という感想を寄せていただきました。本当にその思いが子どもたちにストレートに伝わったんだろうなと思うんです。

こうしたすばらしいものを、御宿町を選択していただいて、御宿町に定住されて、こういう贈り物をしていただく。それこそ町長もおっしゃっておられましたけれども、400年、こうした先祖の皆様、そして人気と申しましょか、心の触れ合いじゃありませんか。本当にありがたいことだろうと思います。こうしたことをさらに私たちも、もっともっとよく理解をして、もっとすばらしい芸術、花開かせていく必要があるんじゃないんでしょうか。いかがですか、

町長。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 石井議員さんのおっしゃるのはもっともでございます。

このコンサートにつきまして黒沼先生から申し出がありましたときに、私も土日じゃなくて、平常のときに、ウイークデーに、授業時間のときに、皆さん、子どもたち、小中学生、公民館に来ていただいて聞くような形式はとれませんかということで教育長初め、教育課長とご相談しましたけれども、非常に今授業スケジュールが詰まっています、ちょっと無理だと、これだけはちょっと無理だということで、じゃ土日——まあ、いろいろ都合がありますから、初め1日だったんですけれども、土日と2日に分けて、都合のいい悪いがありますから、できるだけ多くの方々に聞いていただくために2日間時間をとって聞いていただきましょうということになりまして、児童生徒から希望をとりましたところ、何と申しますか、以前黒沼先生の音楽を聞いた経験がある、そういう印象が、今回はちょっと趣向が違って、今おっしゃられましたように、楽器が非常に多かったんです。ちょっと違ったんですけれども、やっぱり参加が予想よりもかなり少なかったということで、私自身もちょっと惜しかったなと申しますか、いずれにしても、町民の皆様、2日目はほぼ満員でございましたけれども、1日目は約200名入っていただきましたので、先生にも大変なお礼を申し上げさせていただきましたけれども、そういうこともありましたので、今後、いろいろご意見をいただきました内容については留意していきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） もっともっと綿密に打ち合わせをして、お互いの思いが重なるように努力をしていただきたいと。それでこそ、これ30万円じゃないですか。お金どうこうじゃありませんけれども、涙が出てきちゃいます、本当に。ぜひ続けられるのであれば、もっともっと日ごろから意思疎通を重ねていただいて、1年間という教育の中の組み立ての中で、結果を最終的にどうするのかということも、学校——まあ、教育長を含めて、充分組み立てをしていただきたいなど。社会教育の部分でも全くそうだろうなというふうに思いますので、これはここでとどめておきたいというふうに思います。

○議長（大地達夫君） 石井議員、ここで休憩を入れたいんですが。

15分休憩入れます。

（午後 2時28分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

(10番 石井芳清君 登壇)

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

それでは、交流事業についてということで、国内でありますけれども、ちょっと時間が押していますので、具体的に、この1月、野沢温泉村の物産交流、これ正式には報告を伺っておりませんでした。ちょっとそういうことで、個々にはわからないんですけども、一言——まあ、町長、1月のときも行かれたと思いますので、これから、それを含めまして野沢温泉村との1月の交流についての成果と申しませうか、町長が行かれてどういうふうに感じられたのかお伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今年は野沢温泉村との交流は、27日から28日、29日とございました。私も27日の日はこちらで会議がありましたので、28日の午前中に野沢温泉村に着いたわけでございますけれども、この3日間、最後の日に少し雪が降りましたけれども、非常に天気もよく、すばらしい交流ができたと思います。

そういうことで、27、28と初日の2日間が物産交流を兼ねて行わせていただきました。

北信州みゆき農協本社の駐車場をお借りいたしまして水産物の物産と月の沙漠記念館のお土産品の販売を行った次第でございます。

予想以上の天候で、来店者により物産品が不足するなど非常に盛況でございました。次回の開催を期待する声もあり、野沢温泉村との協議を進めながら、事業の実施を図りたいと思います。

また、野沢温泉村物産品の本町での販売企画につきましても、並行して協議をしていきたいと思っております。

このたび非常に物産が量的に非常に少なかった。初めてなのでちょっとわかりませんが、非常に短時間に売り切れてしまったということで、来店の皆様、ありがとうございました。もっと多く量的に用意していきたいなと思っています。

以上でございます。

○10番（石井芳清君） 私も何回か野沢品も試食させていただきまして、物産交流、さまざまこの間ずっと課題にしておりました。やっと少し前が見えてくるようになるのかなというふ

うに思います。これは野沢村が村長初め——まあ、議会もそうなんですけれども、こし等もいただいて、そのときにたくさん物産品も持ってきていただいたという中で、具体的な、最も身近な中で動いていたのかなと思います。

例えば、野沢に秋に行ったときも、ぜひナメコです。上野平のナメコをぜひ摘み取りの体験もさせていただきませんか、事前に私、議長さんのほうにお願いした経緯があるんですけれども、そのとき議長さんは、やはり幾ら何でもそんなのをお出しするなんて失礼だよというお話をされていたんです。ところが、農家の今桜の木を使ったナメコ栽培をしている方はほとんどいらっしゃらないのが実態であろうと思います。

一方で、野沢から持っていったメザシ、たしかあれは試食品として用意したというふうに伺っております。たまたま不漁で前々日ぐらいにちょっと揚がったというニュースも聞いていますけれども、それで急遽半日ぐらい干したということで、その分、私たちも一番最高のおいしい丸干しだったというふうに思いますけれども、しかも御宿なので、そこも含めて、その辺もおいしさの一つだと思うんですけれども、町長。

ですから、例えばアワビ、サザエ、イセエビ、大変おいしいんですけれども、これは毎日食べるものではないんです。ふだん食べる、私たちが食べている魚というのは、やっぱり別だろうと思います。

この間、2月には、この開きというのは公民館で開き教室、こうしたものも開いていただいて大変好評で、これもまたぜひ通年で——次年度もやっていただきたいというお話も伺ったところでございます。

この試食会ですけれども、宿に使ったそこの方が行ったらもうなかったというお話も伺っています。秋口には物産展と申しましょうか、そんなものもやられるやに伺っておりますし、そういうときも含めて、引き続きさまざまな物産交流、また御宿の企画、それからふるさと納税、今も月1回にギフト券などがありますけれども、そういうことなども含めて、お互い協働しながら、全く別な地域、山と海でございます。余りバッティングすることはないしというふうに思いますので、姉妹都市ということの中で、さらに広げて行っていただきたいというふうに思っております。

それから、1点要望なんですけれども、たしか御宿町、防災備蓄ということで、飲料水をペットボトルで、たしか備蓄しているというふうに思います。していますよね。野沢温泉もOEMなんですけれども、野沢の水ということでペットボトルで、これもたしかこちらに見えたときに、学校にお米とお水ということでいただいた経過がございます。

備蓄品リストを見ましたら、ペットボトルも何年かに分けて、しかも使用期限とか、それから賞味期限もございますから、入れかえが当然あります。また、秋の防災訓練のとき、学校の訓練のときに、当然使っていただいてよろしいですよ。

その入れかえのときに、少しでもいいですから、そういうものを使っていただくと。売ってくれるかは私よくわからないんですけども、ぜひそういうことも申し出ていただいて、そうしたのものにもぜひ野沢の産品、公共施設等の利用につなげていていただきたいというふうに思います。これは、これでよろしいですね。ぜひ協力のほうお願いしたいと思います。

それから、1つ提案なんですけれども、400年の史実なんですけれども、余り時間がないのと言いますけれども、これはユネスコ記憶遺産ということで国際登録。これは文部科学省日本ユネスコ国内委員会ということで、年に2件ですか、ユネスコに対して申請をするというふうになっています。

私は、これは町長常々おっしゃっておりますけれども、教科書等にも載せたいという話もありますから、これはきちんと学芸員、こうした方を専任で入れて、さまざまなものを調査しないと、これ登録できないんですね。ですから、これに向けての可能性について聞きたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 実は、昨年久能山東昭宮の宮司、落合偉洲さんにお会いしましたときに伺いました。落合様が「徳川家康の平和外交」といったタイトルで世界記憶遺産を登録申請したんです。しかし、遺産にならなかったということでございますが、これはちょっとお話を聞いただけなんです、その中に1609年の御宿岩和田の歴史も入っておるとございまして、今おっしゃっていましたが、登録申請には、そのときの資料が非常に求められると。記録的な資料がです。

そういうことで、いろんな面で資料的に不足したと。翻って1609年の史実だけを見ると、見聞録はありますけれども、なかなか資料的に少ないと思います。

そういうことで、落合偉洲さんも、またもう一度申請するというようなお考えもあるようでございますので、またそういうところでいろんな方にいろいろなお話を伺いたいと思っています。

以上です。

○10番（石井芳清君） 私の質問に答えていないかなと思いますが、よそのところは、よそはよそで決めていただいてやっていただいて結構なんですけれども、御宿町としてどうなんで

すかということが、再質問です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） そういうことで経験から非常に難しいと。御宿町だけの記憶遺産を申請する。私はそういう感覚を持っているんですけども、その辺については、資料もほとんどないですから、その辺については、また落合さんのほうにも教えていただきまして、私も勉強させていただきまして、研究させていただきたいと思います。

○10番（石井芳清君） 資料館の例えば収蔵品、それから記念館の収蔵品、これは当然浸水地帯ですよ。それはやはり高台で保管をするということが当然必要だろうと思うんです。

それから、都度都度、私も何回か提案させていただいておりますけれども、町史の

と申しましょうか、いわゆる昭和の部分です。これも昭和も かかっておられました。そうしたことも踏まえますと、やはり私は学芸員を置いて、そういうものを作業していかないと、要するに、山積みにするわけにいきませんので、なおかつ、御宿町は世界遺産登録の可能性が非常に高いと私自身思っているんです。世界的史実だと私自身は思っております。

ですから、そういうことも含めて、私は、今から学芸員を置いて一つ一つ整理をしていくということが必要じゃないかということなんです。そうしませんと、何度も方向性が見えたよと、それは何年後なんですか。もう既にそういう課題がこの間ずっと提起をされております。さまざまなものも整理しなくちゃいけない、五論文庫もありますよね。みんな浸水しちゃうじゃありませんか。移動するんだったら、きちんと保管場所を決めなきゃいけないんです。私はそういうふうに理解をしています。もう一度。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろご意見いただいておりますが、内容については検討していきたいと思います。

○10番（石井芳清君） わかりました。

最後に、オリンピックと町の取り組み方針について伺います。

時間がないので端的に伺いますが、一昨年、メキシコ大使館より町長と議会、招待を受けまして訪問する機会がありました。このとき、町長はメキシコ大使にどのようなお話をされましたか。まず、それについてお願いします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿とメキシコは、非常にいろいろ歴史に基づいて友好させていただいておりますので、ぜひオリンピック開催の年は、メキシコ国のスポーツチーム——まあ、ス

ポーツの種目は現在定かではありませんが、どういう形でもスポーツチームのキャンプ誘致をお願いしたいとそのような趣旨のことをお願いしました。

○10番（石井芳清君） 町長、サッカー選手とおっしゃいませんでしたか。私、町長の隣にいましたので。サッカー選手とおっしゃいませんでしたか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） できましたら、サッカーチームということで多分申し上げたと思います。

○10番（石井芳清君） メキシコ大使が正式に、招待状の正式な文書を私どももコピーいただきました、行く前。公式訪問ですよ。町長は町の代表、そして議長、副議長を含めて、ほとんどの議員がいて、要するに町を代表してメキシコ合衆国と正式に会談と申しませうか、話し合いが持たれたんです。

そのことを大使が本国に打電をするという。現実的に大使が8月にお見えになりました。私も町長とご一緒に幾つかご案内、後ついてまいりましたけれども、これどういうことですかと。どういうことが起きたかというのが自覚されていない方もいますし、余りそういうことも言うつもりはありません。よくこのことを考えて発言、行動されたと思います。

かつて、日韓合同でサッカーの試合がございました。当時、九州の山間地の小さな自治体ですけれども、そこは大きなグリーンがあって、たしかサッカークラブもあったように伺っています。特にアフリカの選手団ですが、世界に美談として大きく報道されたと。連日テレビでもやっておりました。

御宿は中学校でもこの間、私の子供が通っている時代からサッカー部をつくってほしいという嘆願書も出てまいりました。現在もないです。それから、そういう施設もないです。

よくわかりませんが、今度の日本における、多分そういう計画は入っていないと思うんです。

ちょっと時間がないから先に移りますけれども、例えばサーフィン、これも一時、かなり前なんですけれども、サーフィンについて、これは町を汚すということで排斥運動をしたいという話も実はあったんです。議会では、いろいろ議論をして、いや、そうじゃないと。やっぱり子どもたちを受け入れるべきだということで、当時3つのトイレ、1個3,000万円でしたから、9,000万円ですか、払ってまいりました。それから、トイレのところに自家水による水のシャワー、こういうものをつくるんです。それまで、大体夏の間、トンネルだとか、擁壁に落書きがされておりましたけれども、一切なくなりました。

私はそういう町の思い、温かく、ここは子供たち、自分たちを受け入れていただけるんだなという思いが私は伝わったんじゃないかなと思います。

最後にですけれども、先日、この関係団体で集まって会議をすると。副市町長で構成する、そういう会議がなされて、町長、総務課長を行かせるというお話をされましたね、昨日。副市町長が集まった中で総務課長が行かれて何を発言できるんですか。

例えば、これは1つの提案です。先ほど私、南相馬市の話をしましたけれども、南相馬市の、私たちが訪問して次に誰か来ましたか覚えていらっしゃいますか。市長を名代として議員がいらっしゃいました、お礼かたがたに。対応しますよね。それでも可能じゃありませんか。部長とか副部長さんとかだつて、協議すれば私は可能だと思います。町の代表じゃありませんか、町長。

時間がなくなりましたので、次に移りますけれども。

じゃ、今後、このオリンピックという中で、どう発展するか、一般質問を  
終わります。

我が御宿町、観光都市を目指すわけでありますから、御宿町として未来につながる計画づくりが必要だろつと思います。各団体、営業所、個人がどのようなサービスが必要か、どのようなものを提供できるかというのを今から構築する必要があるろつと思います。

例えば、多言語看板。特に昨年私ども議会で浅草を訪れました。視察を行いました。世界各国からお客様がいらっしゃいました。例えば、おみくじ、これ多言語で書いておられました。それからシャワートイレ、、これも絵つきで多言語で丁寧に情報が説明されてきました。今からでもできることじゃありませんか。

御宿町は先ほど言った公共施設等あります。幾らもかかりません。ぜひそこから、やれることから1つずつやっていくということじゃありませんか。

それから、外国の方は、基本的に現金はチップ程度しか持参しておりませんと聞いています。ですから、カード決済。また町内にも金融機関がございますので、両替など国際観光都市を目指すなら避けて通れない課題であるろつということを申し上げて一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大地達夫君） 以上で、10番、石井芳清君の一般質問を終了いたします。

---

#### ◎選挙第1号 選挙管理委員の選挙について

○議長（大地達夫君） 日程第2、選挙第1号 選挙管理委員の選挙を行います。

この選挙は、お手元に配付しました御宿町選挙管理委員会委員長から本職宛ての選挙すべき事由が生じた旨の通知に基づき、議会において選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

推選する方の略歴を配付しますので、しばらくお待ちください。

(配付)

○議長(大地達夫君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 配付漏れなしと認めます。

御宿町選挙管理委員には、御宿町上布施1,342番地1、井上賢一君、御宿町久保176番地5、屋代栄治君、御宿町上布施789番地、櫻井榮子君、御宿町岩和田931番地、大野元嗣君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を御宿町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました井上賢一君、屋代栄治君、櫻井榮子君、大野元嗣君、以上の方が御宿町選挙管理委員に当選されました。

---

◎選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（大地達夫君） 日程第3、選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

この選挙は、お手元に配付しました御宿町選挙管理委員会委員長から本職宛ての選挙すべき事由が生じた旨の報告に基づき、議会において選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

推選する方の略歴を配付しますので、しばらくお待ちください。

（配付）

○議長（大地達夫君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 配付漏れなしと認めます。

御宿町選挙管理委員補充員には、御宿町御宿台217番地6、西脇あさ君、御宿町新町68番地の6、杉浦光夫君、御宿町久保2,172番地、竹内達哉君、御宿町上布施816番地23、鈴木郁夫君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を御宿町選挙管理委員補充員として当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました西脇あさ君、杉浦光夫君、竹内達哉君、鈴木郁夫君、以上の方が御宿町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順位についてお諮りいたします。

補充員の順位は、ただいま議長が指名しました順位にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、補充員の順位はただいま議長が指名した順位に決定しました。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

石田町長の説明を求めます。

○町長（石田義廣君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

平成28年6月30日をもちまして任期満了となります人権擁護委員竹内達哉氏にかわりまして、前森勤氏を当委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

前森勤氏の略歴につきましては別紙のとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

諮問第1号は適任とすることで答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任とすることで答申することに決しました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第5、議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

平成28年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員柳郁亮氏にかわりまして、新たに豆田久美子氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

略歴は別紙のとおりでございますので、ご同意くださるようお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては、平成28年4月1日より平成32年3月31日までの4年間です。

よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第6、議案第2号 認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

吉野産業観光課長より議案の説明を求めます。

吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要し

ない場合の同意についてのご説明を申し上げます。

国は、成長戦略の主要課題の一つとして農業改革が打ち出され、平成28年4月1日から農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本町農業委員会委員の任期が平成28年3月30日で満了となるため、本町の農業委員会委員選任にあたり、この改正法律の適用を受けるものになっております。

改正法律の施行日は平成28年4月1日でございますが、経過措置といたしまして、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律第29条により、平成28年3月31日以前に農業委員会委員の任期が満了するものの任期は、同日まで延長されることとなっております。

このことを踏まえまして、平成27年12月に御宿町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定し、平成28年1月5日から2月2日までの間で御宿町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集を行ったところでございます。

平成28年2月5日に御宿町に農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、農業委員会委員候補者の経歴及び農業経営等の活動履歴の審査を行い、8名が選出されたところでございます。

では、議案第2号の認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意につきまして、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第8条第5号で、農業委員会委員の過半数を認定農業者が占めなければなりません。認定農業者が農業委員会委員定数8名の過半数4名以上必要のところ2名でございましたので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定により、農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外、農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とするについて議会の同意を求めるものでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

---

◎議案第3号～議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第7、議案第3号 御宿町農業委員会委員の任命についてから日程第13、議案第9号 御宿町農業委員会委員の任命についてまでは関連がありますので、一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第3号 御宿町農業委員会委員の任命についてから、日程第13、議案第9号 御宿町農業委員会委員の任命についてまで一括議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長(石田義廣君) 御宿町農業委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

議案第3号から議案第9号までの御宿町農業委員会委員の任命について、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命をいたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第3号は、井上秀樹氏を農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第4号は、石井鉄郎氏を農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第5号は、吉野伸好氏を農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第6号は、井上晃一氏を農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第7号は、吉野晴久氏を農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるもので

ございます。

議案第8号は、吉野昭義氏を農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第9号は、大地洋夫氏を農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

略歴は別紙のとおりでございますので、ご同意くださるようお願いいたします。

任期につきましては、平成28年4月1日より平成32年3月31日までの3年間でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第4号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第5号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第6号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第8号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第9号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第14、議案第10号 御宿町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、伊藤博明君の退室を求めます。

(7番 伊藤博明君 退場)

○議長(大地達夫君) 石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長(石田義廣君) 議案第10号 御宿町農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

議案第10号は、伊藤博明氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

略歴は別紙のとおりでございますので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

任期につきましては、平成28年4月1日より平成32年3月31日までの3年間でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり同意することに決しました。

伊藤博明君の入場を認めます。

（7番 伊藤博明君 入場）

○議長（大地達夫君） 伊藤博明君に議案第10号は原案のとおり同意されたことを告知いたします。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第15、議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、3月31日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の白鳥武久氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、資料として添付してございますので、ご同意くださることをお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第16、議案第12号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

吉野産業観光課長より議案の説明を求めます。

吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、議案第12号 指定管理者の指定につきましてご説明いたします。

現在、指定管理をしている御宿駅前観光案内所は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間の指定管理期間が満了することにより、地方自治法第244条の2第6項の規定によりご提案するものでございます。

初めに、公の施設といたしまして、名称、御宿駅前観光案内所、所在地、御宿町須賀195番地、名称、月の沙漠複合インフォメーション、所在地、御宿町六軒町505番地1の2施設でございます。

指定管理者となる団体の名称、一般社団法人御宿町観光協会代表理事、キセフミオ、指定の期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

平成28年2月1日から2月15日まで公募を行い、平成28年2月17日に指定管理者選定委員会

を行い、指定管理者候補者の選定を行いました。

この事業者は、平成22年の開設時から現在までの御宿駅前観光案内所 管理受託者でございまして、管理運営状況が良好であることや休所日をなくし、年間を通して駅前観光案内所を開設しているほか、夏季期間7、8月の施設開始時間を1時間延長するなど、観光客の利便性向上や移動手段としてのレンタルサイクルの貸し出し事業、電子機器を活用して情報発信を積極的に行っていること、つるし雛めぐりでの案内業務など、町の観光振興拠点として充実を図っており、指定管理者として評価できるものでございます。

駅前観光案内所の案内実績につきましては、宿泊案内、イベント案内、観光施設案内、店舗案内の平成25年度はトータル1万2,733件、平成26年度1万37件、平成27年度2月末で5,712件、27年度は若干少なくなっておりますが、今、情報発信のやり方がさまざまございまして、ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ライン、フェイスブック提示ということで、SNSを活用した案内が2,065件ございました。

今回の指定管理者申請につきましては、駅前観光案内所及び月の沙漠複合インフォメーションの2施設についてお申し込みがされております。

駅前観光案内所につきましては、継続的に実施してまいりました休所日をなくし、年間を通じて施設を開設するほか、夏季期間の施設開所時間を1時間延長営業、観光客の利便性向上や移動手段としてのレンタサイクルの貸し出し業務、電子機器を活用して行う情報発信業務、つるし雛めぐりでの案内業務など、町の観光振興拠点として充実を図るものでございます。

月の沙漠複合インフォメーションにつきましては、開設当初から月の沙漠記念館広場に隣接しているため、多くのイベントでの活用をするため、年間の飲食店営業許可及び魚介類販売許可を取っており、年間を通して飲食の営業が可能な施設となっております。

町といたしましては、夏季観光シーズンを中心にした観光・宿泊案内業務、月の沙漠記念館来場者駐車場管理業務、これにつきましては夏季において開設日を定めて行う月の沙漠記念館開館前の物産販売、イベント時の販売拠点としての活用を図るものでございます。

今後、開設期間や開設時間、活動内容、詳細も含め、指定管理者と協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

この件に関しては、観光協会しかいないということで、それは了解していますけれども、3点ほどありますけれども、議長から指摘事項が指摘されているものに関して、どのように対応するものか。

それと、設管条例がございます。この関係の処理。

それと、運営経費です。要するに、新しく複合インフォメーションが入ってきたという中でどのような運営をするのか。

新たに駐車場の管理が入ってきたと、これについても。

以上。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 御宿町観光案内所の設置及び管理に関する条例ということからご説明いたします。

こちらにつきましては、第2条で、御宿駅前観光案内所と月の沙漠複合インフォメーションということで、2カ所が条例の中で名称及び位置が指定されております。こちらの2カ所につきまして、今回指定管理を行うということの申請がございましたので、これにつきまして審査をしたところでございます。

産業建設委員会の中で、議長のほうからもご指摘がありました指摘事項につきましては、町の、先ほどちょっと日にちまで申し上げませんでしたけれども、月の沙漠複合インフォメーションの町の活用プランということを指し示して、これはうちのほうが観光案内につきましては、7、8、9、10月の69日間、月の沙漠記念館前の駐車場の管理につきましては、7、8月の51日間、月の沙漠記念館広場物産市、これにつきましては通年で100日をプランとして挙げてございます。

あと、伊勢えび祭り時の利用としまして、9月、10月の土日祝日の開催期間の18日を見ております。つるし雛めぐりの案内につきましても、2、3月の16日間ということでの延べ254日、実質としましては135日ぐらいのプランということで指し示そうと思っております。

費用につきましては、現在申請してきている内容としましては、今までの予算どおりの形で、御宿駅前案内所の指定管理の費用と同額でございます。こちらのインフォメーションの活用につきましては企業努力ということで、今のところ無償の形で申し込みがされているところでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 瀧口です。

同額と申しますと幾らですか。

それと、ちょっと早口でわからなかったんですけども、複合インフォメーション、これトータルで135日オープンするんですか。予算書の幾つにこの駅前観光案内所と同じ指定管理料が入っているのか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 日数などが早口で申しわけありませんでした。

観光案内、観光と宿泊案内の日にちが7、8、9、10で……

○1番（瀧口義雄君） トータルで何日か。

○産業観光課長（吉野信次君） トータルでは延べ日数、全体重なることがありますけれども、延べでは254日間ですが、実質135日ぐらいの稼働になるような形で、今プランとしては考えております。

予算書の67ページの委託料といたしまして、観光費の委託料で535万円ということで記入しております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 535万円、これがインフォメーションにかかる費用。67ページの下から2段目の経費等535万円という形が複合インフォメーションにかかる費用ですか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 両方の施設で535万円ということです。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） そうすると、去年は496万円でしょう。39万円しか増えていないです。で、135日、どうやって人件費が出るんですか。

いいですか。これは535万円が複合インフォメーションセンターのという感じでいたんですけども、それは一体という形でやれば、前年度は496万円。引くと39万円が複合インフォメーションセンター。39万円で人件費出ないですよ。それもダブるときは違うかもしれないんですけども、2,000円、3,000円で人を雇うんですか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） この535万円については、駅前案内所の金額ということで、これにつきましては人件費が多少高騰していますので、この金額は今申請が来ているのは、両方の施設を申し込んでいるんですけども、この金額自体は観光案内所を運営するための費用

です。

インフォメーションにつきましては、企業努力としてやる部分ということで、費用を町のほうに求めないということでの申請でございますので、金額はこの中には含まれていないという考えです。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） すみません、何度も。

というのは、要するに、この人件費を見ていなくて委託すると。そんな委託があるんですか。あなたたちが出さないと言っているんじゃないですか。だって、現実にあそこ、収益ないんですよ。で、人件費がどうやって135日、またタブっているという中で、どうやって……。じゃなくたって、協会は指定管理のやつで200万円の赤字を食らっているんです。そんなお金なんかありません。

営業でやるといったって、イセエビの売り上げがありますけれども、収支見ましたか。見たけれどもできない。指定管理するんでしたら、それと設管条例では町長云々が入っていますけれども、360何日ですよ。4日間ぐらいしか休まないんですよ。31日からの4日間。それを町長の承認を得て開所時間を変更するという1項は入っていますけれども。設管条例を変更しなきゃいけないんです。

人件費を入らずに——まあ、光熱水費は月の沙漠記念館のほうで持っているということは聞いておりますけれども、人件費もつかないで指定管理してインフォメーションしろと。観光協会の496万円、39万円増えていますけれども、できないことを契約させちゃ無理ですよ。そんなに観光協会はだぶついているって決算をちょっと示してください。人件費が135日分あるという……。もう受け付けて今日承認だけでしょうから、持つておるでしょうから、出せるというものです。135日あけられるという保証を決算でちょっと示してください。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） では、原文を平成26年度の収支決算書を添付してございますので、こちらにつきましては、次期の繰越金額の差額が245万3,405円ございます。

こっちのほうの申請に添付してある書類です。申請書類の添付ということでございまして、ちょっと紛らわしくてすみません。

決算書がついておりまして、それも次期繰り越しには245万3,405円ということで決算がされております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） すみません、これで終わりにします。

まず、人件費をつけないで出すこと自体は、指定管理としておかしいじゃないですか。協会は協会で200万円ぐらいの収益があると。それでもう一つをやるという形のものではないでしょう。もうけがあったら、それだけやれる。事業はできるじゃないですか。じゃ、135日の人件費は幾らになるんですか。ダブると言うから、何日になっているんですか。通算で言えば何日になるんですか。人件費、臨時職員です。それを見ると。そこで収益が上がるんですか、観光協会としては。

僕が知っているのは、自転車とイセエビの売り上げと、あと宿泊のペイバック、これぐらいしかないと思っていますけれども。その売り上げを吐き出せということだと、新しい事業を着手、何もできないじゃないですか。指定管理するんでしたら、インフォメーションセンターで収益は上がるんだといいんですよ。何も収益が上がらないところで、案内して1人幾らとかペイバックがあるわけではないんです。やっぱり通常利益が上がらないところで、普通のインフォメーションセンターなら人件費をつけてやるべきじゃないですか。

これで協会のほうが同意するんでしたら、協会もよほどおかしい。

以上です。答弁があったら。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 今、人件費的に135日で……

○1番（瀧口義雄君） ダブりがありますから、もうちょっと。

○産業観光課長（吉野信次君） はい。やりますと、90万円の費用ということでございます。これにつきましては、あくまでも観光協会のほうからの申請で来ているものがインフォメーションの部分で企業努力で見ますよということでの申請が出されておりますので、町がこれが無償でやってくださいというお話でやったものではないということだけご説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありますか。

5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

関連になるんですけれども、今年から観光協会、また引き受けると。一番気がかりなのは、駐車場の管理まで観光協会が引き受けると。駐車場の料金取らないんですよ。今一番売り上げがあることって観光課長知っていますか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 先ほど申しましたのは、町としまして、あそこの活用をするためのプランとしての提供する形でございます、これは観光協会、これを全てのものでやりまますよという話ではなくて、今後の協議の中でこれに近づけていっていただくような形をとっていただくというところでございます、駐車場で使われていること自体が疑義があるということは私も伺っておりますが、月の沙漠記念館につきましては、7、8月につきましてはお客様の駐車場がないというところでの一部駐車場として使おうというところでございます。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

そういうことも含めて、駐車場がわかりにくい。広場をいつまで駐車場に使うのか。イマタイさんに借りるという話じゃなかったの。大体あそこを駐車場とすること自体がおかしな話で、大型バスは路駐ですよ。会館のところに緑の何とかコーンをやったところで、こちら側はバスが平気で路駐している。一般の人はどこが駐車場かわからなくて、知っている人は広場に行く。広場のタイルは、もうめためた。そういうことを踏まえて、イマタイさんのところを年間借りれば、夏はともかくとして、それが契約だから、ちゃんと駐車場をつくらなければ。これ一番大事なポイントです。

それを、だから今言ったとおり観光協会が受けちゃうって、観光協会管理なんかできるわけじゃないじゃないですか。どうやって管理するんですか。

で、135日、あそこに人いさせられるんですか、本当に。5月の連休ですらない。夏の盛りだって寂れた観光地のまま。これ、ちゃんと指導して契約した場合、責任を持って対応できるんですか、これ本当に。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 駐車場の契約については、イマタイさんのほうと契約は済ませておまして、7、8月以外の月であればお貸ししますよというような形の契約になっております。これは、あくまでもうちのほうは年間借りたいということで申し入れはしたんですが、イマタイさんのほうで7、8月は勘弁してくださいということでの契約がなされたところでございます。

先ほど申しましたとおり、私がお話ししたのは、あくまでもこのインフォメーションの活用を図る上での町の活用プランというところでございますので、今後、それに近づけるような形でこのすり合わせを行うような形でございます、135日、確実にいるようにはしたいというの

が町のプランでございます。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 同じことになります。じゃ、4月1日からイマタイさんほうが駐車場として、我々もアナウンスしちゃっていいわけですね。じゃ、記念館のあの広場は夏以外は使わせない。駐車場としては、もう使わせないという言い方ですよ。イマタイさんと契約したんですから、そういうことですね。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） もう既に使っております、記念館に来るお客様はイマタイさんの駐車場にとめている形でございます、4月1日からということではなく、既にもう始めているような形です。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

観光課長、今年になってから記念館行ったことあるんですか。いまだとまっているじゃないですか。イマタイさんのほうなんか入っていないよ、駐車場なんかに。だから、お客さんがみんな中の人たちにクレームを出すわけです。その辺記念館長とちゃんと相談してやってください。もうやめます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありますか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

駅前観光案内所が月の沙漠複合インフォメーションをやりますけれども、私も委員会でいろいろ説明を受けたんですけども、まだいろいろわからないところがあります。で、お聞かせ願いたいんですが、まず、月の沙漠複合インフォメーションセンターがなぜここにつくられたんですか。歴史的経過。

それから、これは要するに設置されてから、要項の契約書等の文言の扱いということがこの間ありましたけれども、現実的にはこの提案では、この4月1日から複合インフォメーションを観光協会に指定管理するということでございますね。ですから、それまでは町が設置をして町が運営をしていたということだと思えます。何年やっていたの。何日稼働していたの。

それから、複合インフォメーションでありますけれども、具体的に しているように、私もずっとこのことについては議会で説明を受けておりますけれども、どういうデータを入手したの。経費は幾らかかったの。そういうデータがきちんと出されませんと、この指定管理に

ついて、今後どういう——今前壇者でもう議論されたとおりになんですけれども、それでも私聞いていてわかりませんでした。わかるように説明していただけますか。

○議長（大地達夫君）　すぐにできますか。休憩入れますか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君）　暫時休憩します。

（午後　３時５２分）

---

○議長（大地達夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　４時２５分）

---

○議長（大地達夫君）　吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君）　貴重なお時間いただきまして申しわけありません。

月の沙漠複合インフォメーションの活用実績につきましては、平成23年２月に建築いたしまして、23年、24年、25年の海の浜祭りの１日ずつ、平成24年、25年、26年、27年の９月、10月の伊勢えび祭りの期間の活用、あと平成25年度に緊急雇用を利用しまして、１年間、月20日、お二人の方で半日ずつということで、１年間金額は399万7,357円ということで観光協会のほうに委託をかけたところでございます。

稼働日につきまして、今後調整いたしまして、費用についてお願いするような形になるような形でございます。

あと駐車場につきましては、イマタイさんの駐車場に平成27年11月２日に契約をさせていただきまして、大型車を800円、普通車を200円ということで契約をさせていただいております。今後、イマタイさんの駐車場、記念館の駐車場の利用を含めまして検討していきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君）　10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君）　10番、石井です。

御宿台のところの施設もまだ不透明ということがございます。この御宿のフロント、駅前と記念館前です。1日もあけておけないと、  
だというふうに思います。

で、1つだけ注文がございます。

今、イマタイさんの駐車場ということを初めて私知りました。で、御宿町はこれまでずっと

お話が出ているわけですが、先進地を見ますと、駐車場の入庫状況、まずどこに駐車場があって何台とめられるのか。特にイベントのときなどは、じゃあ車をどう流すのかと、交通経路です。電車で来られる方もいらっしゃいます。自家用車で来られる方もいらっしゃいます。またマイクロ・大型バス等で来られる方もいらっしゃいます。それぞれ違うわけです。そういう方がスムーズにイベントに参加して、もしくは観光して帰っていただくと。ただ帰っていただくわけじゃありませんよ、当然ですが。

そういうことをきちんと明示をするというのが、私は一流の観光所だと思うんです。全く明示されていないじゃないですか。夏場にしたら、どこがいっぱいなのかもさっぱりわからない。今ぐるぐる回っています。そうじゃありませんか。この機会に、そうしたことも含めて、関係事業所等とも連絡を密にして、調整を図って、おもてなしじゃないんですか。違うんですか。

千葉県も観光、日本も観光と言っているじゃありませんか。御宿町も観光で飯を食う、こういうことで決意されているんじゃないじゃありませんか。そのための施策があるじゃありませんか。町長どうですか、これについて。町長の気持ち。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今いろいろとご指摘をいただきまして、ありがとうございます。関係機関、内部でいろいろ検討・協議して対応していきます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第17、議案第13号 御宿町行政不服審査関係手数料条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第13号 御宿町行政不服審査関係手数料条例の制定についてご説明をさせていただきます。

本条例の制定の背景といたしまして、行政処分に関して国民が行政庁に不服を申し立て、当該行政庁が改めてその行政処分について、違法性・不当性を判断する行政不服審査制度に關しまして、公正性の向上、使いやすさの向上の観点から、行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されます。

主な改正の内容といたしましては、審査請求を公正に審理する審理員を置いて審理を行うこととしたこと。審理後の裁決にあたっては、第三者機関への諮問、答申を踏まえることとされたこと。また、審査請求のできる期間が60日から3カ月に延長され、不服申し立ての手続がこれまでの異議申し立て、審査請求の2つから審査請求に一元化されたものでございます。

こうした改正の中で、不服申し立てをする審査請求人の権利も拡充され、審理員に対しまして、これまでの関係書類の閲覧のみから写しの交付を求めることができることとなり、こうした写しの交付を受ける場合は、改正法の趣旨により、手数料を納めることとされたことから、この手数料につきまして条例の制定を行うものでございます。

それでは、条文の趣旨に沿いまして、条文に沿いましてご説明をさせていただきます。

第1条でございます。本条例の趣旨といたしまして、特定の者のためにする事務に対して徴収する手数料のうち、行政不服審査に関する手数料につきましては、この条例に定めることとするものでございます。

第2条は、手数料の額を定めるもので、審理員に対して書類などの写しの交付を求めた際、この交付を受けるための手数料の額を別表に定めるものでございます。

交付の方法については、複写機により、用紙の片面、両面に白黒、またはカラーで複写したもので、白黒1枚につき20円、カラー1枚につき100円。

なお、両面に複写された用紙につきましては、片面を1枚にして、手数料の額を算定するものとし、用紙の大きさは日本工業規格A列3番以内としております。

第3条につきましては、手数料の徴収について定めるものでございます。

第4条は、審理員から交付を受ける審査請求人等が経済的困難等により納付が困難な場合には、減額または免除を受けることを定めるものでございます。

第5条は規則への委任、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第18、議案第14号 御宿町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第14号 御宿町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

行政不服審査法の全部改正によりまして、不服申し立ての手続が、これまでの異議申し立て、審査請求、この2つから審査請求に一元化されたため、必要な改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

本条例の適用の除外につきまして定めます第3条第10号中、異議申し立てを削る改正でございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第19、議案第15号 御宿町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第15号 御宿町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴いまして、情報公開条例に基づく審査請求につきましては、行政不服審査法による審理員制度の適用除外とすること及び文言の整理を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第7条につきましては、語句の整理及び第2条第2号エに掲げる独立行政法人通則法の改正によりまして、特定独立行政法人が行政執行法人に改められたことに伴う改正でございます。

新旧対照表の2ページをご覧くださいと思います。

第17条では、改正行政不服審査法におきましては、不服申し立て制度は審査請求に一元化されることとなるため、不服申し立てを審査請求に改める改正でございます。

また、改正行政不服審査法におきましては、条例に基づく処分について、条例に特別の定めがある場合につきましては、行政不服審査法によりまず審理員制度の適用除外とし、条例に特別の定めがある審査会等への諮問によることができることとされたことから、情報公開制度に係る審査請求につきましては、第2項におきまして行政不服審査法の適用除外とし、御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例に基づく御宿町情報公開・個人情報保護審査会において審理することとするものでございます。

附則につきましては、本条例は平成28年4月1日から施行するものとするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第20、議案第16号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第16号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴いまして、個人情報保護条例に基づく審査請求に対し、行政不服審査法による審理員制度の適用条例とすること及び文言の整理を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

まず、目次中の第3章第4節は、行政不服審査法の改正によりまして、不服申し立てが審査請求に一元化されたことに伴いまして、審査請求と改正をするものでございます。新旧対照表2ページをご覧いただきたいと思えます。

第15条第2号ウは、独立行政法人通則法の改正によりまして、特定独立行政法人が行政執行法人に改められたことに伴います改正でございます。

第4節では、目次と同様、行政不服審査法の改正によりまして、不服申し立てが審査請求に一元化されたことに伴いまして、審査請求と改正をするものでございます。

第35条は、御宿町個人情報保護条例におきましても、情報公開条例と同様に、改正行政不服審査法では、条例に基づく処分について、条例に特別の定めがある場合につきましては、行政不服審査法による審理員制度の適用除外とし、条例に特別の定めがある審査会等への諮問によることができることとされましたことから、個人情報保護条例に関する審査請求につきましては、第2項におきまして適用除外とし、御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例に基づく御宿町情報公開・個人情報保護審査会において審議をすることとするものでございます。

3ページから4ページにつきましても、第36条、第37条につきましては、不服申し立てが審査請求に一元化されることに伴います文言の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものとするものでございます。

説明につきましては、以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員挙手です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第21、議案第17号 御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長(大竹伸弘君) 議案第17号 御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

行政不服審査法の改正に伴いまして、文言の整理を行うものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第4条行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立て制度は、審査請求に一元化されることとなるため、不服申し立てを審査請求に改める改正でございます。

第9条、第10条、第11条、第12条、第13条につきましても、同様に行政不服審査法の改正に伴いまして、不服申し立てを審査請求に文言の整理を行うため、所要の改正をするものでございます。

附則といたしまして、平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(大地達夫君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第22、議案第18号 御宿町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長(大竹伸弘君) それでは、議案第18号 御宿町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、改正後の地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営状況等の公表事項について、人事評価及び退職管理の項目が追加され、勤務成績の評定が削除されること及び行政不服審査法の施行に伴いまして不服申し立てを審査請求とする改正でございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

本条例の報告事項について定めました第3条第2号で職員の人事評価の状況を規定し、第5号に職員の休業に関する状況、また第8号には職員の退職管理の状況を新たに人事行政の運営状況の公表対象項目として追加をするものでございます。

第9号は、勤務成績の評定は、地方公務員法の改正に伴いまして、人事評価制度に移行するため、及び勤務成績の評定を削るものでございます。

第5条は、改正後の行政不服審査法の施行に伴いまして、不服申し立てが審査請求に一元化されることから、改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行することとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(大地達夫君) これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するということではありますが、新旧対照表の1ページに改正前、改正後とありますが、（2）職員の人事評価の状況、それから8の職員の退職管理の状況、せっかくですから、5の職員の休業に関する状況ということで、具体的にどういう事務がされるのか。

職員の人事評価の状況ということですか。これ誰がどのように評価をするのか。端的に申し上げて、ここにいらっしゃる方々は誰がするのか。すみませんが、説明をお願いいたします。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず職員の人事評価の状況という内容でございますが、こちらにつきましては、これまで勤務評定というような形で町長が年2回、職員の勤務評定を行ってまいりましたが、こちらが地方公務員法の改正によりまして、人事評価という制度に移行するということになってございます。

こちらの背景につきましては、地方分権により地方の役割が増大したり、また住民ニーズが高度化、多様化されていること等が挙げられております。

こうした中で、職員には困難な課題を解決する能力、高い業績が求められ、それから能力・実績に基づく人事管理、組織全体の士気高揚、公務能率の向上といったことを目的といたしまして、こちらに移行することとして、法律上定められたものでございます。

具体的には、人事評価につきましては、能力評価と業績評価という2つのものが定められてございます。これまで勤務評定につきましては、業績、能力、態度という、この3項目により評定しておりましたけれども、勤務成績を評定しておりましたが、こちらの部分の業績に関する部分を、この人事評価制度に伴います、果たすべき職務をどの程度達成したかということにつきまして評価項目といたしまして評価をしていくということでございます。

具体的には、担当課長と各職員が期首に面談を行いまして、そのときに達成するべき目標を設定して、それによって管理をし、期末に評価をするというような制度となっております。

それから、職員の休業等に関する条例につきましては、これも今現在これについては行わせていただいているものでございまして、育児休業と、それから部分休業、こちらについての取得の状況を公表させていただくものでございます。

担当課長が評価者でありまして、所属の職員の評価をするということですか。

○議長（大地達夫君） 語尾まではっきり言ってください。

○総務課長（大竹伸弘君） 担当課長が評価者となりまして、所属の担当課の職員を評価するというので、評価者は担当課長になります。

課長の評価につきましては、町長が行っています。

退職管理の状況につきましては新たに追加をされた項目でございますが、こちらにつきましては、対象となる職員は首長直下の職員ということで7級職で退職、つまり、課長で退職した職員が対象となります。この2年間に、例えば民間企業等に勤めた場合について公表するというような内容でございます。まだどういう内容か、まだ詳細は示されておきませんが、これについては公表するというので改正法を出しましたので、項目として追加させていただくものでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

2番の人事評価ということでございます。昨日も似たような質疑がありまして、ただいまこの人事評価について説明を受けました。いわゆる政策立案能力、それから説明責任能力、それから今特に本町職員数少ないということと、一つ一つの施策事務が多寡にわたって、複数

ということで、協調性と申しましょうか。民間に求められている求められないというのはあるんだと思いますけれども、これは非常に大事だと思うんです。

こうしたものについて、今までどおり年2回ですか。ちょっとよくわかりません。ちょっとよく聞き取れなかった。

これまでも、例えば、今回などの定例会について、監査委員の現状という形で事前に議会に対し資料の配付をされております。確かにインターネット等で公表はされておるんですけども、この3月定例議会の進捗状況、ここでも暫時休憩ということで質疑があったところです。本来であれば、自分の職務の範囲内、予算の範囲内ということであろうと思うんですけども、そのことも含めて、これらについてどう対応していくのかということが大事だろうというふうに思うんです。どうされましたか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 今のお話で評価につきましては、これまでの半年ごとの評価から、業績の評価につきましては、年間の一定の目標を掲げて、それに向けてどの程度の達成をしたかということ期末に評価をするというものでございます。そのほかに、能力評価等は引き続き行っていくということでございます。

ただいま質問がございました連携ですとか、そういった職務能力については、個々の研修と

かということになろうかと思しますので、また、職員等で勉強会、また個々の自己啓発をするという形の中で対応させていただければということです。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 4月1日から施行するというので、27年度もあとわずかということでございますので、少なくとも本定例会は町長みずから自信を持って一つ一つ、全ての議案、当然議会に提案をされたんだと思うんです。1年間たって、また新しい1年ということだろうと思いますけれども、少なくとも提案された議案、事業を説明できないということで議会がとまらないような対応をとっていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 非常に貴重な時間をいただきまして、ということで長くかかっていますが、今後充分気をつけていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ございませんか。

6番、貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） 6番、貝塚嘉軼。

ちょっとお聞きします。これは、今までも個人の、例えば職員が人事評価にかかわられて、それによってA、B、Cというようなランクがあって、それぞれが示されて評価されていたと思うんですけれども、評価して上がった、下がったの評価によって、報酬あるいは退職金に対する影響、そういうものは過去に発した事例がありますか。その辺をちょっとお願いします。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 現在の勤務評定制度につきましては、この評価につきましては、12月と6月の勤勉手当のほうに反映させていただいておるといような旨の状況でございます。

○議長（大地達夫君） 6番、貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） 6月と12月以外には影響はしていないということですね。わかりました。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎時間延長の件

○議長（大地達夫君） ここでお諮りいたします。

間もなく5時になります。このまま会議を継続することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

会議の時間を延長して、このまま継続いたします。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第23、議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例第1条の地方公務員法を引用している部分につきまして、項ずれが発生することに伴いまして必要な改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

本条例第1条中、地方公務員法第24条第6項を第24条第5項に改めるものでございます。

また、第8条の2第2号につきましては、学校教育法の一部改正によりまして、小中学校の義務教育を一貫で行う義務教育学校が新たな学校として規定されたことを踏まえまして、所要の追加を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行することとするものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第19号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第24、議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

金井教育課長より議案の説明を求めます。

金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

本案は、学校医等の報酬のうち、学校眼科医の報酬を5,000円増額し、年額6万9,200円から年額7万4,200円に改定するものです。

学校医は、定期健康診断や就学児健康診断など、実際に学校に出向いて健診をしていただくほか、感染症の発生に伴う出席停止期間の判断や疾病予防または疾病が発見された場合の措置等について、それぞれの専門的立場から指導と助言をいただくなど、児童生徒の健康管理や保健指導に大変重要な役割を担っていただいております。

昨年末、夷隅医師会長より学校眼科医手当の改善についての要望書が各教育委員会に出されました。御宿町には眼科がなく、夷隅医師会からの紹介により、いすみ市内の医師に学校眼科医をお願いしておりますが、児童生徒数の減少により健康診断者数は減っているものの、健康や安全に係る課題が近年多く指摘されていること。また、夷隅地域の医師の高齢化が進んでいる中、校医確保の観点からも地域の医療機関との連携が非常に重要になってくることなどから、夷隅郡市内の教育委員会事務局で協議をいたしまして、学校眼科医の報酬額を増額改定することといたしました。

改定後の報酬額は、学校医業務の内容がほぼ同じである学校歯科医の報酬額と同額の7万4,200円とし、平成28年4月1日から施行するものです。

以上です。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

学校医ということではありますが、今説明にもありましたけれども、町外のお医者さんをお願いするという事の中で、たしか学校医、免許の種類によってたしか手当が違うというふうに思っております。特に町外ということでありまして均衡感というのが出てくるというふうに思います。

今、新型ウイルス含めて、また子供たちの、例えば骨が非常にもろいとか、それからアレルギーだとか、さまざまな状況があらうというふうに思います。

きめ細かな対応は当然必要だろうというふうに思いますし、一方で今説明にもありましたが、地域のお医者さんが大変高齢という中を含めての対応をいただいていると理解をしていますので、ぜひこの辺は均一な手当が出せるような形で、いま一度さらに次の機会にこの辺のところの調整も図っていただきたいというふうに思っています。いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） ただいまの石井議員さんのご指摘のとおり、現在、学校医は内科医と眼科医、歯科医がおりまして、内科医の方が一番高い報酬額となっております。

今回の改正に伴いまして、業務の内容を精査いたしましたところ、若干内科医のほうの業務が多かったので、今回こういった形で歯科医の金額までしか増額の対応をしていないんですが、今議員さんおっしゃられましたとおり、いろいろな病気、またアレルギー等で細かい指導が必要になってきているのが現状でございますので、次の段階で差がないような形で報酬のほうを

改定していきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第25、議案第21号 御宿町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第21号 御宿町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例第1条の地方公務員法を引用している部分について項ずれが発生することに伴いまして、必要な改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

本条例第1条中、地方公務員法第24条第6項を第24条第5項に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行することとするものでございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第21号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第26、議案第22号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第22号 固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

本案は、行政不服審査法が50年ぶりに全部改正され、審査請求人等の手続が変更されたことに伴いまして、規定の整理及び引用規定の整理の必要があり、固定資産評価委員会条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条文に沿って説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

1 ページ、第4条の審査の申し出について定めておりますが、第2項第1号中の「住所」の次に「または居所」を追加。第2号として「審査の申し出に係る処分の内容」を追記。第3号中、「住所」の次に「または居所」を追加。第6項といたしまして「審査申出人は、代表もしくは管理人、総代または代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届けなければならない」とする規定の整理。同じく第3項中、行政不服審査法から行政不服審査法施行

令の引用規定の整理をするものでございます。

次に、1ページから2ページにかかります第6条につきましては、書面の審議について定めておりますが、第2項中の後半のただし書き部分を削除。第4項として「委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない」と追記するもの。

第11条につきましては、決定書の作成について定めておりますが、文中、「決定書」を「裁決書」と改める規定の整理をするものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行し、平成28年度以後の年度分の固定資産に係る審査の申し出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る審査の申し出については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第22号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員挙手です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第27、議案第23号 御宿町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第23号 御宿町放課後児童クラブの設置及び運営に関する

る条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業における児童の対象年齢はおおむね10歳未満から、小学校に就学しているへ拡大されたため、御宿町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

第1条につきましては、目的について定めたものですが、引用条項の条ずれの改正をするとともに、小学校低学年児童を小学校に就学している児童に改めるものです。

第4条につきましては、対象児童について定めたものですが、小学校に就学している3年生までを小学校に就学している6年生までに改めるものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日を平成28年4月1日からとするものです。

以上で、御宿町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

11番、高橋金幹君。

○11番（高橋金幹君） 11番、高橋です。

放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部改正についてお聞きしたいと思います。

まず、放課後児童クラブは、これまで対象児童は昼間、保護者のいない家庭等の小学校1年生から3年生までの児童であったものが、小学校6年生まで拡大しようとするものだと、ただいまご説明がありました。これは働きに出ている保護者や病気やけがなど、疾病等により管理できない保護者にとっては、今回の改正はとても喜ばしいことだというふうに思います。

そこでお聞きしますけれども、現在何名の児童が入会しているのか。また、制度の拡大、対象児童が小学校1年生から6年生になることにより、4月からは何名の児童数になる見込みか、お聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 現在の人数は29名となっております。

対象年齢の拡大をした場合、新1年生から3年生が24名、新4年生から6年生を6名と見込みまして、合計で30名を見込んでいます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 11番、高橋金幹君。

○11番（高橋金幹君） 入会児童数なんですけれども、現時点では30名が見込まれるということなんですけれども、放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例施行規則第5条に、放課後児童クラブに入会する児童の定員は25名とすると、たしか規定されております。

そこで、お聞きしますけれども、入会児童数が増えることにより定員を何名にするのか。また、入会児童数が増えることによりまして、設備の基準や職員の配置等の問題も発生するかと思いますけれども、その辺は対応できる見込みなのか、あわせてお伺いします。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 現在、規則において定数は25名となっておりますが、条例に基づいてうたっていました、35名に変更しようと考えております。

また、平成27年度におきましては、希望者が1年生において14名と多かったため、定員を超えて、現在29名をお預かりしております。この折に1名、職員を雇用いたしまして、また26年度までは児童館2階の一室で行っていたものを、27年度は1階の卓球室を変更しまして、二部屋で行っております。

このため、27年度におきましても二部屋、職員も2名で対応しておりますので、このままの状態に対応できると考えています。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

放課後児童クラブの内容で1点だけお尋ねしたいのは、今、子供たち大変な身体的特徴のある子供が増えてございます。学校等もそうしたことで対応をとっていただき、週に3日間の予算。当然そうした子供も放課後児童クラブを利用する権利、当然あるというふうに思うわけですけれども、そうしたことに對してどのように——お話ししているのかもわかりませんが、対応していくかを伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 入会の許可につきましては、条例の5条におきまして、放課後児童クラブに児童を入会させようとする者は、町長の許可を受けなければならない。2項で、児童が次の各号の一に該当するときは、町長は入会を許可しないことができるとありまして、その1つが精神障害、または伝染性疾患があるとき、2番に、その他町長が不適當と認めるときという2つの号がございますが、職員が許す限り入会を——定義はございますが、入会していただいて対応したいとは考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第23号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(大地達夫君) 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日10日は午前9時30分から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

(午後 5時14分)